

# 令和5年度 第1回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和5年6月7日(水) 午後2時30分～4時30分  
グリーンパレス 高砂・羽衣

## 1. 開 会

## 2. 事務局紹介・挨拶

## 3. 委員委嘱および紹介

## 4. 会長・副会長選任

## 5. 議 事

(1) 江戸川区地域自立支援協議会について 資料1・2

(2) 計画策定の基本理念について 資料3

(3) 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期

江戸川区障害児福祉計画の策定について 資料4・5

(4) 策定スケジュールについて 資料6・7

(5) その他 参考資料

## 6. 閉 会

## 【配付資料一覧】

- ・令和5年度第1回江戸川区地域自立支援協議会 次第
- ・資料1 江戸川区地域自立支援協議会について
- ・資料2 江戸川区地域自立支援協議会設置要綱
- ・資料3 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の基本理念について
- ・資料4 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の策定について
- ・資料5 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の概要について
- ・資料6 令和5年度 江戸川区地域自立支援協議会 スケジュール
- ・資料7 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画 意見聴取（懇談会）

参考資料 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（案）

参考資料 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の成果目標実績報告

参考資料 令和4年度江戸川区の障害者虐待対応状況（速報値）

参考資料 『障害者への合理的配慮等』に関する区内施設での対応（令和4年度）

参考資料 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査 結果報告書 概要版

参考資料 第5次障害者基本計画 概要

参考資料 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

参考資料 令和5年度障害者福祉施策の概要

参考資料 令和5年度精神保健対策の概要

# 江戸川区地域自立支援協議会について

資料 1

## 1 法的な位置付け

障害者総合支援法第89条の3において、「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関で構成される協議会を置くように努めなければならない」、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。

## 2 江戸川区地域自立支援協議会について

### 設置について

法律の規定を踏まえ、障害者の地域における自立した生活を支えるため、関係機関等のネットワークの構築及び情報共有を推進する中核機関として、平成20年度より「江戸川区地域自立支援協議会」を設置しています。

### 協議会の目的

**「共通理解の醸成」**（お互いを理解し、共通認識を持つ）

障害当事者の方（障害者及びその家族、関係者）と障害者との関わりのない方が、お互いを理解し、共通認識を持つこと（=共通理解の醸成）を目的としています。

### 協議会の位置付け

情報共有や意見交換を行い、共通理解の醸成を図る場です。

議決機関や諮問機関ではありません。

何かを決定したり、行政に対して要求する場ではありません。

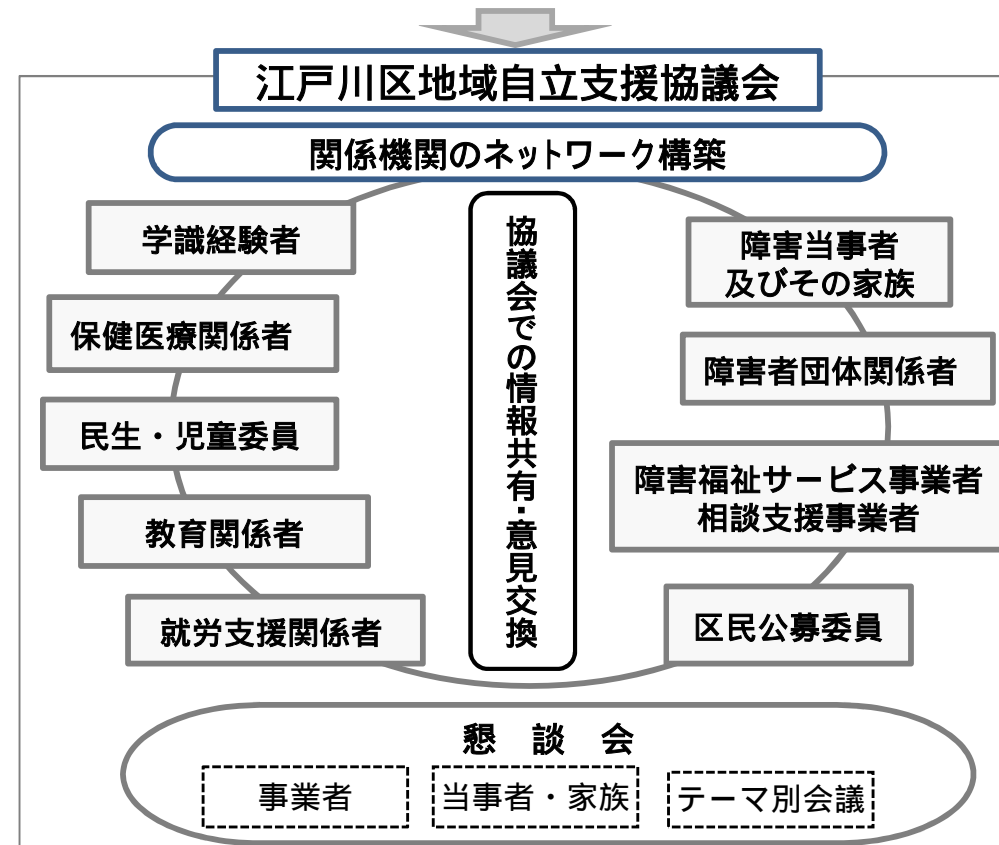
### 委員の役割

協議会で得た「共通理解」を所属機関や地域等に戻り、理解を広めて下さいますよう、お願いいたします。

（地域全体が障害者の地域生活を見守る環境形成の促進に繋がります。）

## <江戸川区地域自立支援協議会のイメージ>

法律の規定(障害者総合支援法第89条の3)



協議会の目的:「共通理解の醸成」

協議会委員任期：2か年度

協議会開催予定：年4回（6・9・11・2月の  
平日午後、2時間程度を予定しています）

この協議会は、「障害者差別解消支援地域協議会」  
の機能・役割を担うと位置付けられています。

	年度	開催内容(概要)
1期	平成20年度	障害者計画・第2期障害福祉計画策定について 区内障害者施設の現状について(かもめ第一、アクティブ新田、もぐらの家、悠人会、口腔保健センターの紹介)
2期	平成21年度	教育・就労支援・雇用の現状について ・企業における障害者雇用の取組み(長谷工システムズ、コスモプリント) ・特別支援教育(鹿骨中学校、江戸川特別支援学校)・就労支援(ハローワーク木場、区立障害者就労支援センター) 視察 江戸川特別支援学校、鹿骨中学校(特別支援学級)
	平成22年度	障害について(障害とは?) ・身体障害(内部障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由)、精神障害、知的障害についての理解 講演会「障害者自立支援法から障害者総合福祉法へ」(講師:障害者制度改革推進会議委員 尾上 浩二氏)
3期	平成23年度	障害者計画・第3期障害福祉計画の策定について 部会設置について 講演会「障害者総合福祉法骨格提言をめぐって 親なき後対策に向けて」 (講師:社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 顧問 大久保 常明 氏)
	平成24年度	相談事例の共有と意見交換(相談支援の現場の理解) ・情報交換会の実施(協議会とは別に3回実施。協議会にて共有する事例の選定を実施。) 講演会「みんなちがって、みんないい」(講師:乙武 洋匡 氏)
4期	平成25年度	災害時の要援護者対応について ・災害の全体像、発災～避難フェーズについて、障害別の配慮事項など
	平成26年度	災害時の要配慮者対応について ・避難所での生活、平時の対策、まとめ、障害別の配慮事項など 第4期障害福祉計画の策定について
5期	平成27年度	障害者差別解消法について ・不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の具体例の意見交換、江戸川区職員対応要領の確認など
	平成28年度	障害者の地域生活支援について・「顔の見える連携」や障害当事者に対する支援例の情報共有など 第4期障害福祉計画の中間報告、第5期障害福祉計画策定準備のためのアンケート内容確認など
6期	平成29年度	江戸川区の地域共生社会について(地域共生社会における障害者支援について) ・課題の抽出・整理、障害者の居場所づくりなど 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について
	平成30年度	江戸川区の地域共生社会について(地域共生社会における障害者支援について) ・障害者を支えるネットワークづくり、障害者への理解促進、障害者の社会参加、障害者の安心できる住まいなど
7期	令和元年度	江戸川区の地域共生社会について(障害児者の地域生活を支える社会資源について) ・各団体が中心となる支え手としての取組みについてなど 災害時の障害者の対応について ・各団体の災害時における事前準備や取組みなど
	令和2年度	新型コロナウイルス感染症について 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の中間報告、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定など
8期	令和3年度	障害者の避難(障害者の防災マニュアルの作成について)
	令和4年度	障害者の理解(障害者権利条例の検討、障害者週間の取組み)

## 江戸川区地域自立支援協議会設置要綱

平成20年4月1日施行

## (目的)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立した生活を支えるため、江戸川区（以下「区」という。）の障害福祉に関する方策を協議する場及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、江戸川区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等への支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害福祉計画等の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (4) その他障害福祉の推進に関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

## (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 民生・児童委員
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 障害当事者及びその家族
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者
- (9) 公募区民

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定により協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他協議会において知り得た情報を漏らしてはならない。

(報償)

第9条 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期については、平成21年3月31日までとする。

付 則(平成23年7月1日要綱第75号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則(令和5年4月1日要綱第68号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・ 第3期江戸川区障害児福祉計画の基本理念について

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定しています。

障害者基本法には障害者定義の見直しや合理的配慮の理念が盛り込まれ、障害者基本法第3条は、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として改正されました。

また、障害福祉サービスの充実や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする「障害者総合支援法」や障害を理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法」、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等を促進する「障害者虐待防止法」が制定され、「障害者雇用促進法」、「児童福祉法」も改正されました。

区では、「共生社会ビジョン・SDGs = 共生社会ビジョン」に示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、障害のある方が地域で自立して生活でき、安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

### < 基本理念 >

#### 「自立」

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

#### 「共生」

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼しあい、また、互いに助けあい、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

#### 「社会参加」

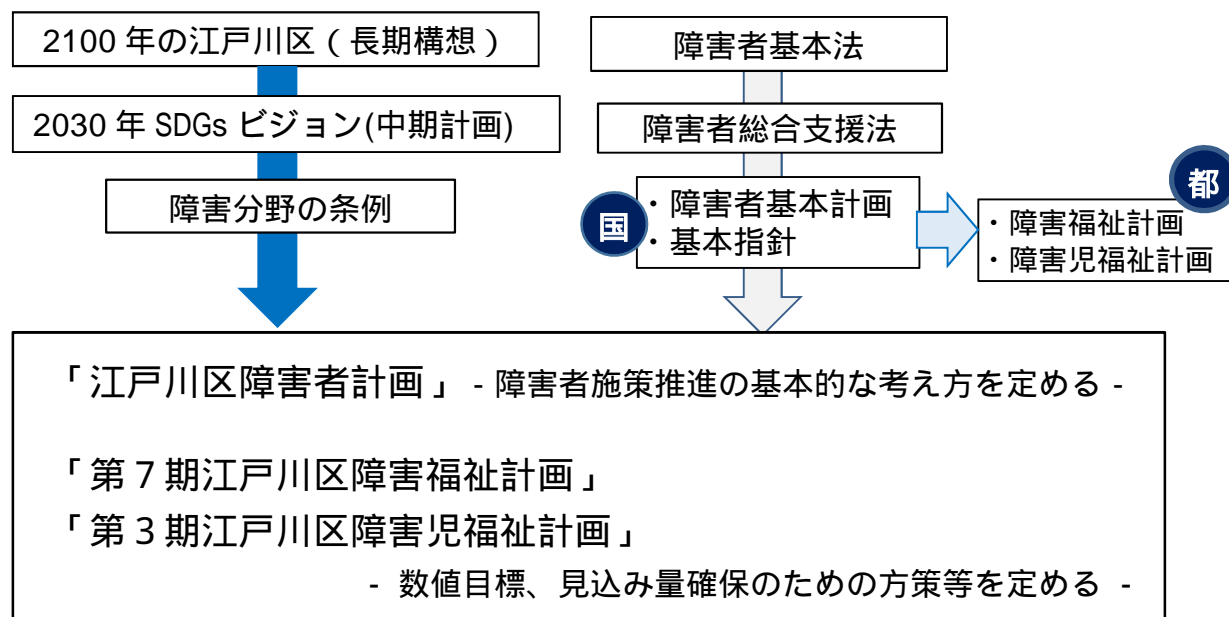
障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれあい、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

# 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

- 令和5年度をもって現行の「第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画」が終了となるため、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や国の指針を踏まえ、「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」を策定します。
- 2030年の江戸川区（SDGsビジョン）で示された“ともに生きるまち”を実現するための施策として、上記2計画と「江戸川区障害者計画」を一体的に策定します。

## 2 計画の位置づけ



## 3 計画期間

計画種別/年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
2100年の江戸川区 (長期構想)		→								
2030年の江戸川区 (SDGsビジョン)		→								
障害分野の条例			→							
障害者計画	2012年~2023年			2024年~2028年						
障害福祉計画		第6期		第7期			第8期			
障害児福祉計画		第2期		第3期			第4期			

## 4 障害者計画

- 根拠 障害者基本法第11条第3項「市町村障害者計画」  
国の「第5次障害者基本計画」を基本とする。
- 内容 \*市町村障害者計画指針（平成7年内閣府障害者対策推進本部）  
基本的考え方（基本理念、基本目標、計画期間、施策重点課題）  
現状と問題点の把握（障害者の現状を調査等により把握）  
施策の体系化と相互連携  
各種施策の課題・目標と具体的な施策（施策ごとの課題、目標と具体的方策）  
計画実施後のフォロー体制

## 5 障害福祉計画

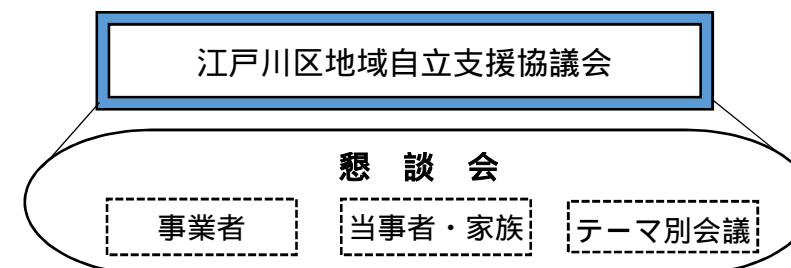
- 根拠 障害者総合支援法第88条「市町村障害福祉計画」
- 内容 国の「基本的な指針」（厚労省告示）に即して作成する。
- 【必須】
- ・障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制確保に係る目標
  - ・各年度における障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量見込み
  - ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 〔努力〕
- ・障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要見込み確保のための方策
  - ・関係機関（医療、教育、リハビリ）との連携に関する事項

## 6 障害児福祉計画

- 根拠 児童福祉法第33条の20「市町村障害児福祉計画」
- 内容 【必須】
- ・障害児通所支援及び相談支援の提供体制確保に係る目標
  - ・各年度における障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要量見込み
- 〔努力〕
- ・障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要見込み確保のための方策
  - ・関係機関（医療、教育、その他）との連携に関する事項

## 7 計画策定の体制

計画の策定は、江戸川区地域自立支援協議会及び各懇談会に意見を聞きながら策定します。





# 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の概要について

第6期江戸川区障害福祉計画

第2期江戸川区障害児福祉計画

江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画

## 国の動き

- 児童福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行）  
児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化及び福祉型・医療型の一元化
- 総合支援法の一部改正（令和6年4月1日施行）
- 障害者等の地域生活支援体制の充実（グループホームからの一人暮らし/地域生活支援拠点等の整備努力/精神保健の相談支援）
- 多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上（就労選択支援/短時間雇用の実雇用率改正等）
- 都道府県指定に対する市町村の意見申し出の仕組み（児童福祉法改正もあり）
- 精神保健福祉法の一部改正（令和6年4月1日）精神障害者の支援体制の整備
- 難病法の一部改正（令和5年10月1日）医療費助成の認定日等

## 第5次障害者基本計画

- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止
- 安全、安心な生活環境の整備
- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 防災、防犯等の推進
- 行政等における配慮の充実
- 保健・医療の推進
- 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 教育の振興
- 雇用・就業、経済的自立の支援
- 文化芸術活動・スポーツ等の振興

## 基本指針

- 入所等から地域生活への移行、継続支援
- 精神障害に応じた地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児サービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域相談支援体制の充実強化
- 障害者等への虐待防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障害福祉人材の確保・定着
- 地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- 障害者の情報取得利用・意思疎通の推進

## 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画の進捗状況

- 【福祉施設から一般就労への移行等】  
福祉施設から一般就労への移行者数は令和4年度の実績が118人。新型コロナウイルス感染症の影響により、就労移行者が減少。
- 【福祉施設の入所者の地域生活への移行】  
令和4年度末までに自宅またはグループホームへ6人の地域移行を行い、令和3～4年度に計13人行った。高齢化、重度化は進んでおり、地域移行が困難な方が増加。
- 【精神障害者の地域包括ケアシステムの構築】  
コロナ禍で病院内の面会ができない等の影響で実績は停滞。その他の支援実績は増加し、全体では地域生活への移行と定着が促進。
- 【相談支援体制の充実・強化等】  
引き続き相談支援事業所との連携強化を推進
- 【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】  
関係機関と連携し、課題を共有
- 【障害児支援の提供体制の整備等】  
令和4年4月1日に「篠崎児童発達支援センター」を開設。
- 【障害福祉サービス等の質の向上】  
令和4年度にブラッシュアップ研修を9回実施し522人が受講

## 江戸川区の動き

- 「江戸川区ともに生きる条例」制定（令和3年7月）
- 2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）制定【長期構想】
- 2030年の江戸川区（SDGsビジョン）制定【中期計画】  
(令和4年8月)
- 【基本理念】  
ともに生きる「人」「社会」「経済」「環境」「未来」
- 【基本目標】27の目標
- \*自分らしく輝けるまち（障害のある人が自分らしく暮らす等10個の目標）
- \*安全で安心なまち（防災拠点等4個の目標）
- \*環境にやさしいまち（循環型社会等5個の目標）
- \*経済が元気なまち（特色ある商店街等4個の目標）
- \*住み続けたいくなるまち（活気と賑わいあふれる等4個の目標）

## 江戸川区次期計画策定のための基礎調査（令和4年度実施）

- 障害者・障害児調査
- 【必要な配慮】  
「ゆっくり話してほしい」38.0%、「わかりやすい文章表現にしてほしい」29.8%
- 【就労支援】  
「職場の障害理解」16.3%、「疾患や障害に合った求人情報の提供」15.7%
- 【今後利用したいサービス】  
「外出時のサービス」10.2%、「一時的な預かり」9.1%
- 【介護者の負担軽減】  
「気軽に利用できる相談場所」38.5%、「送迎などの移動支援」38.2%
- 【差別解消法】  
認知度29.9%、知らない65.7%
- 【差別を感じる場面】  
「交通機関等を利用するとき」15.9%、「仕事を探すとき」14.8%、「特にない」55.3%
- 【スポーツ】  
「週1日以上スポーツ（運動）をする」27.9%、「ほとんどしない」56.4%
- 【災害に備えた対策】  
「家族や知人等の連絡先を把握」25.0%、「対策をとっていない」31.6%
- 【近所に助けてくれる人】  
「いる」20.2%、「いない」50.7%
- 【将来の暮らし】  
「今の家族と暮らしたい」47.2%、「ひとりで暮らしたい」10.8%

- 差別解消、権利擁護、虐待防止
- 障害者理解、合理的配慮
- 虐待防止の徹底
- 基本的人権の擁護

- 意思疎通支援の充実
- 情報アクセシビリティ法に基づく施策の充実
- 障害特性に応じた情報提供と支援者の育成

- 安全・安心な生活環境の整備
- 重症障害者向けグループホームの整備推進
- 通過型グループホームの整備と一人暮らし支援
- 福祉有償運送の充実と拡充
- 道路、公共施設のバリアフリー
- 心のバリアフリー

- 防災対策の推進
- 福祉避難所の整備
- 災害時の支援のあり方

- 保健・医療の充実
- 精神保健分野の地域包括ケア
- 福祉サービスと保健サービスの連携
- 障害の早期発見、早期支援

- 自立した生活の支援
- 基幹相談支援センターの充実
- 在宅サービスの充実（短期入所、日中一時支援含む）
- 地域生活支援拠点等の整備
- 障害福祉サービスの質の向上

- 経済的自立の支援
- 障害者優先調達推進法の活用推進
- 各種手当支給

- 子育て支援・教育の振興
- 児童発達支援センター機能充実
- 医療的ケア児への包括的支援
- インクルーシブ教育の推進

- 就労と生きがいづくり
- 新しい就労支援メニューへの対応
- 総合的な就労支援
- 文化芸術活動、スポーツ活動における施設、設備、支援体制の整備と参加への環境づくり

## 令和5年度 江戸川区地域自立支援協議会 スケジュール

回	開催日・内容
第1回	6月7日(水)午後2時30分～午後4時30分 会場:グリーンパレス高砂羽衣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画と第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について</li> <li>・障害者計画と第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の概要</li> <li>・計画策定のための基礎調査(報告)</li> <li>・計画策定に向けた年間スケジュールについて</li> <li>・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の評価について</li> <li>・国方針(第5次障害者基本計画・基本指針)について</li> </ul>
6～8月 ○障害当事者、家族、障害福祉サービス事業者 懇談会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料7</span> 参照	
第2回	9月7日(木)午後1時30分～午後3時30分 会場:グリーンパレス 孔雀 <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会の報告</li> <li>・計画の構成</li> <li>・障害者計画 施策の方向性</li> <li>・第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画 成果目標</li> </ul>
9～10月 ○テーマ別懇談会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料7</span> 参照	
第3回	11月13日(月)午後2時～午後4時 会場:グリーンパレス 高砂羽衣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域生活支援拠点」「就労支援」「精神障害者の地域移行」について</li> <li>・中間のまとめ(案)の提示</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
第4回	2月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント報告</li> <li>・計画案の提示</li> </ul>

**江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・  
第3期江戸川区障害児福祉計画 意見聴取（懇談会）**

No	月日	時間	会場	団体名	参加いただく委員の方
1	8月4日	13:00～ 14:00	グリーンパレス 304集会室	江戸川区視覚障害者福祉協会	(藤原委員)
2	7月21日	11:00～ 正午	グリーンパレス 502集会室	江戸川ろう者協会	(佐野委員)
3	9月	10:30～ 正午	タワーホール船堀	五所連絡会	
4	7月20日	13:30～ 14:30	福祉作業所	福祉作業所保護者会	(三橋委員)
5	7月18日	10:00～ 11:00	団体事務所	江戸川区肢体不自由児父母の会	
6	未定	未定	未定	鹿本学園・白鷺特別支援学校PTA	
7	7月25日	13:30～ 14:30	団体事務所	NPO法人自立生活センターSTEPえどがわ	(蛭川委員)
8	7月	18:00～ 19:00	未定	江戸川区移動支援等事業者連絡会	
9	8月21日	15:00～ 16:00	グリーンパレス 5階孔雀1	江戸川区障害者就労支援事業者連絡会	(鈴木委員)
10	7月	未定	未定	〈生活介護事業者〉	
11	7月18日	18:00～ 19:30	未定	江戸川区相談支援連絡協議会	(吉澤委員)
12	6月28日	9:30～ 10:30	未定	江戸川区児童発達支援連絡会	
13	7月上旬	未定	未定	江戸川区放課後デイサービス連絡会	(中村委員)

**テーマ別懇談会**

No	月日	開始時間	会場	テーマ	参加いただく委員の方
1				インクルーシブ教育の推進、教育環境の整備	
2	9～10月で予定			総合的な就労支援	
3				精神障害者の地域移行	

(仮称) 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例 (案)

すべての人は、障害の有無に関わらず、自分らしく生きる権利を生まれながらに持っており、かけがえのない存在です。我が国では、「障害者の権利に関する条約」の採択をきっかけに、障害のある人の人権を守るための法律が整えられてきました。

しかし、障害のある人は、今なお、日常生活や社会生活のあらゆる場面で、建物や設備、制度の利用に不便を感じたり、偏見、無関心など、障害に基づく差別に苦しんでいます。また、十分な理解や尊重がないために、自分の思うような生活ができないなど、様々な生きづらさを感じながら暮らしている人がいます。

これらの生きづらさは、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されています。このような状況を変えていくためには、だれもが地域の一員として、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人の立場に立って、この障壁を取り除いていかなければなりません。

そして、障害のある人を日常的に支援し、悩みや苦しみを抱え孤立している家族などの支援も必要です。障害のある人への差別を解消し、ひとり一人の権利が尊重され、能力が十分に発揮される社会は、すべての人にとって、暮らしやすい社会になります。

江戸川区は、「障害者の権利に関する条約」、「ともに生きるまちを目指す条例」等の考えをもとに、国や国際社会とも呼応し、障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、障害及び障害のある人に対する理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策について、基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除き、もって、障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちを総合的かつ計画的に実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける等の生きづらさを抱えている状態にあるものをいう。
- 二 区民等 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で労働、学業その他の活動に従事する者をいう。

- 三 事業者 区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- 四 社会的障壁 障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 五 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- 六 意思決定支援 障害のある人が自ら意思を決定すること(以下「自己決定」という。)が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

(基本理念)

第三条 障害のある人が自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組みは、次に掲げる事項を最大限尊重して推進するものとする。

- 一 障害のある人において、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 二 障害のある人において、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑に意思決定支援を受けられること。
- 三 障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- 四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、自分らしく暮らすことができること。
- 六 関係者の連携により、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力や個性を發揮できること。
- 七 障害のある人の性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされること。
- 八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。
- 九 障害のある人が、可能な限り、言語(手話等を含む。)その他の意思疎通のための手段(点字、拡大文字、筆談、音声読み上げ、平易な言葉、その他意思疎通に困難がある人において意思疎通をしやすいするためのあらゆる手段を含む。以下同じ。)についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- 十 障害のある当人や、日常生活や社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

(区の責務)

第四条 区は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害がある人が安心して暮らせるまちの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。

2 区は、区民等、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、協力して障害がある人が安心して暮らせるまちを推進する。

（区民等の役割）

第五条 区民等は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、障害がある人が安心して生活できるよう配慮に努める。

2 区民等は、区が実施する障害がある人が安心して暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における活動において、障害のある人が安心して生活できるよう配慮に努める。

2 事業者は、区が実施する障害のある人が自分らしく暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。

（差別の禁止等）

第七条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別等その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（推進施策）

第八条 区は、この条例の目的を実現するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に行う。

一 障害のある人が、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための施策。

二 障害のある人が、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑な意思決定支援の推進のための施策。

三 障害を理由とする差別解消に向けた施策。

四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供されるための施策。

五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、自分らしく暮らせる環境を整備するための施策。

- 六 関係者の連携により、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力や個性を發揮できる環境を実現するための施策。
- 七 障害のある人の性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされるための施策。
- 八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられる社会の推進のための施策。
- 九 障害のある人が、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段（点字、拡大文字、筆談、音声読み上げ、平易な言葉、その他意思疎通に困難がある人において意思疎通をしやすくするためのあらゆる手段を含む。以下同じ。）についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大に向けた施策。
- 十 障害のある当人や、日常生活や社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされるための施策。

（施策推進にあたっての意見の聴取）

第九条 区は、前条の施策の推進にあたっては、障害のある人、家族等及び支援に当たる関係者等の意見を聴取し、施策に反映するよう努めることとする。

（災害対応における配慮）

第十条 区は、事業者および区民等と協力し、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、障害のある人の特性に十分配慮する。

（変化への対応）

第十一条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

（委任）

第十二条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年〇月〇日から施行する。



第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の

成果目標 実績報告

成果目標(1) 福祉施設から一般就労への移行等

(ア) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績(115人)の1.27倍以上とすることを目標とした。

令和元年度 (2019年度) (実績値)	第6期		
	令和3年度 (2021年度) (実績値)	令和4年度 (2022年度) (実績値)	令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
115人	97人	118人	148人

(イ) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方のうち7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とした。

第6期		
令和3年度 (2021年度) (実績値)	令和4年度 (2022年度) (実績値)	令和5年度 (2023年度) (目標値)
27人/97人 7割以下	38人/118人 7割以下	7割以上

(ウ) 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とした。

第6期		
令和3年度 (2021年度) (実績値)	令和4年度 (2022年度) (実績値)	令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
5施設/9施設 7割以下	2施設/9施設 7割以下	7割以上

福祉施設から一般就労への移行者数の令和4年度の実績が118人であった。新型コロナウイルス感染症の影響により、就労移行者が減少した。



## 成果目標（２） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### （ア）福祉施設の入所者数

令和元年度(2019年度)末の福祉施設入所者数は422人でした。待機者数は増加しており、それに伴い福祉施設入所者も増えています。

令和5年度(2023年度)末の福祉施設入所者数439人を目標とした。今後も引き続き、本人や保護者の意向を考慮し、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要とされる方を支援します。

令和元年度 (2019年度)末 (実績値)	第6期		
	令和3年度 (2021年度)末 (実績値)	令和4年度 (2022年度)末 (実績値)	令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
422人	440人	424人	439人

### （イ）地域生活への移行者数

令和元年度(2019年度)末の福祉施設入所者422人のうち、ご本人の状態により、グループホーム等への移行が可能と思われる方が10人います。その10人の方を令和5年度(2023年度)末までに地域生活へ移行することを目標とした。本人や保護者の意向を考慮し、入所施設等の事業者と協力してグループホーム等への移行支援を行います。

第6期		
令和3年度 (2021年度) (実績値)	令和4年度 (2022年度) (実績値)	令和5年度 (2023年度)末までに (目標値)
7人	6人 (累計13人)	10人

令和4年度末までに自宅またはグループホームへ6人(計13人)の地域移行を行った。高齢化、重度化は進んでおり、地域移行が困難な方が増えている。

## 成果目標（３） 精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針で示されている目標値については、都道府県にて定めることとされておりますが、区では国や都と連携を取り、目標を定めて各種サービスの充実等により、引き続き、入院中の精神障害者の地域移行の促進に努めていきます。

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、年2回開催しています。

内容として、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてはもちろんのこと措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。

精神障害者の各サービスの目標値

	参考		
	令和2年度 (2020年度) (実績値)	令和3年度 (2021年度) (実績値)	令和4年度 (2022年度) (実績値)
地域移行支援	32人	30人	31人
地域定着支援	99人	99人	98人
共同生活援助	232人	278人	317人
自立生活援助	109人	90人	96人

第6期
令和5年度 (2023年度) (目標値)
16人
70人
195人
83人

地域移行支援については、コロナ禍で病院内の面会ができない等の影響で、実績は停滞しています。その他の支援の実績は増えており、全体として、地域生活への移行と地域生活への定着が促進されていることがわかります。

成果目標(4) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標とした。

今後も引き続き相談支援事業所との連携強化を推進していきます。

成果目標(5) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

障害のある方の地域生活を支えるにあたり、令和5年度(2023年度)末までに既存の相談窓口等の機能や施設を生かし、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とした。

令和4年度に関係機関と連携し、課題を共有しました。また、夜間・休日にも対応する障害者虐待SOS電話を設置しました。

成果目標(6) 障害児支援の提供体制の整備等

(ア) 児童発達支援センターの設置

国では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本としています。

令和2年(2020年)4月1日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設し、令和4年(2022年)4月1日に「篠崎児童発達支援センター」を開設しました。

#### (イ) 保育所等訪問支援の充実

国では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

令和2年(2020年)4月1日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設し、令和4年(2022年)4月1日に「篠崎児童発達支援センター」を開設しました。

#### (ウ) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

国では、令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本としています。

令和4年度(2022年度)末現在、区内に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は6ヵ所あり、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は3ヵ所あります。

#### (エ) 医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国では、令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

医療的ケア児の支援に関し、医療的ケア児コーディネーターと実際に支援を行っている関係部署と連携し、令和2年度(2020年度)に保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置しました。

#### 成果目標(7) 障害福祉サービス等の質の向上

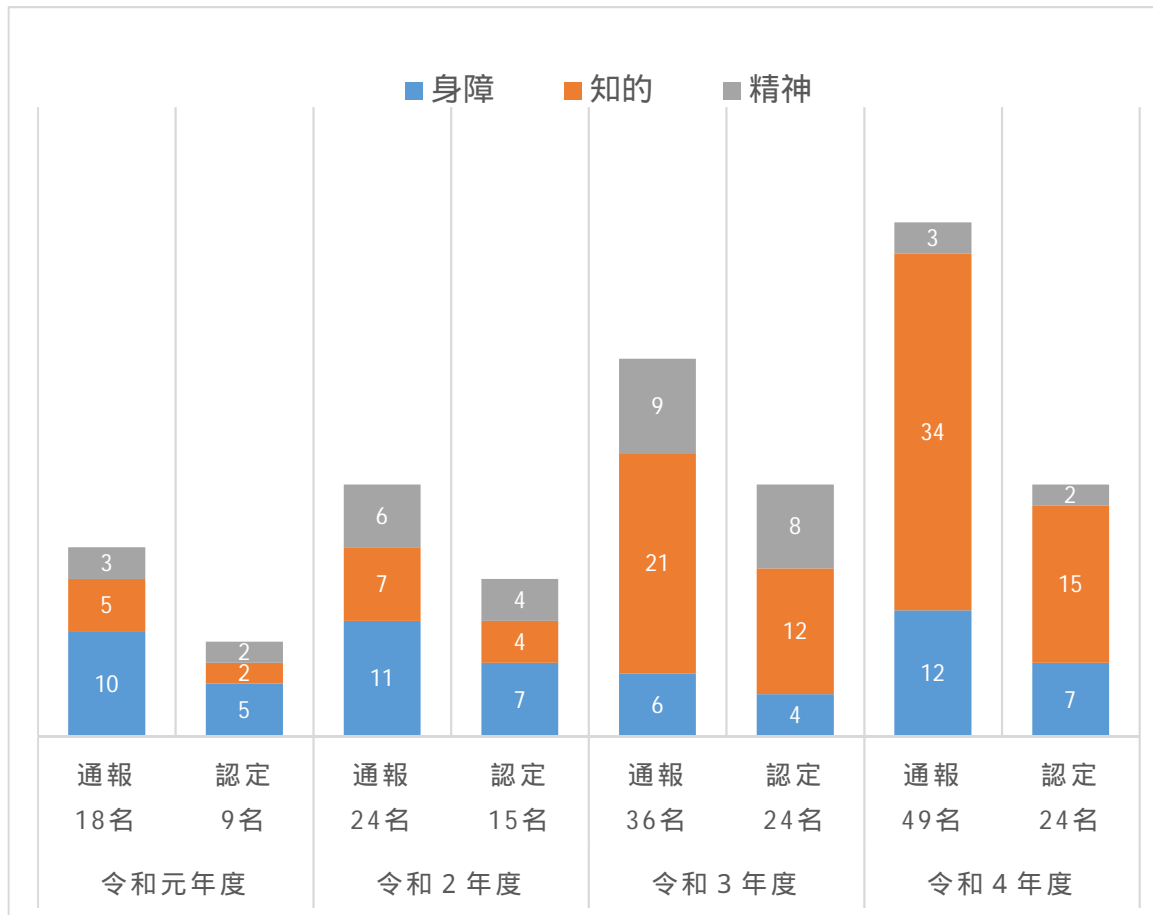
サービス等の質を向上させるための取り組みとして行っている障害福祉サービス事業者に対する集団指導・個別指導及び相談支援専門員に必要な知識の習得や事例研究による課題解決能力の向上を目標とした人材育成のためのブラッシュアップ研修を継続することを目標とした。

令和4年度(2022年度)について、ブラッシュアップ研修を9回実施して522人が受講しました。

## 令和4年度 江戸川区の障害者虐待対応状況（速報値）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」平成24年10月施行

### 1 虐待の受理状況



### 2 虐待の内容別件数

虐待ありと判断したケースのみ＜複数該当あり＞

身体的虐待(暴力)がもっとも多く、放棄・放任、心理的(暴言等)虐待を重複して受けているケースもある。

	(件)				
	身体的	放棄・放任	心理的	経済的	性的
4年度	15	3	7	4	0
3年度	12	3	9	2	0

### 3 通報・相談件数

(件)

	本人	虐待者	家族	近隣	医療機関	民生委員	施設事業所	行政	警察	その他	合計
4年度	2	0	4	0	0	0	25	4	2	12	49
3年度	7	0	0	1	2	0	14	3	1	8	36

サービス提供事業者、家族など、本人と直接かかわる人からの通報が多い。その他は、計画相談事業者、学校、熟年相談室、施設の元職員等の情報提供である。

### 4 虐待者 虐待ありと判断したケースのみ <複数該当あり>

(人)

虐待者	配偶者	父母	子	兄弟	継父母	同居人	施設事業所従事者	勤務先上司・同僚	その他	合計
4年度	3	3	0	3	1	1	12	0	1	24
3年度	3	10	0	4	0	1	5	0	1	24

障害者虐待は、施設事業所従事者による虐待が半数で、それ以外は養護者(家族)によるものである。

### 5 被虐待者の性別・年齢構成 虐待ありと判断したケースのみ

年代		男性	女性	合計
18歳未満	4年度	1	0	1
	3年度	0	0	0
18歳～29歳	4年度	1	0	1
	3年度	1	2	3
30歳～39歳	4年度	4	1	5
	3年度	1	3	4
40歳～49歳	4年度	4	2	6
	3年度	3	2	5
50歳～64歳	4年度	0	8	8
	3年度	6	5	11
65歳～70歳	4年度	1	2	3
	3年度	1	0	1
合計	4年度	11	13	24
	3年度	12	12	24

### 6 対応結果 虐待ありと判断したケースのみ

			見守り	助言・指導	施設入所等	対応継続	合計
人数		4年度	4	10	8	2	24
		3年度	13	7	1	3	24
主な障害種別	身体	4年度	2	0	3	2	7
		3年度	1	2	0	1	4
	知的	4年度	0	10	5	0	15
		3年度	4	5	1	2	12
	精神	4年度	2	0	0	0	2
		3年度	8	0	0	0	8

## 『障害者への合理的配慮等』に関する区内施設での対応（令和4年度）

### 参考資料

障害種別	内容	場所
1 身体障害	車いす利用者が区議会を傍聴する際、傍聴席までは階段があり移動が難しかったため、階段昇降機の購入と案内図の作成を行い、車いす利用者でも傍聴できるようにした。	区役所
2 身体障害	車いす利用者が図書館を利用する際、一人での館内での移動が難しかったため、棚まで車椅子を押して案内をした。	図書館
3 身体障害	車いす利用者がレストランを利用する際、広めのスペースを確保する環境が必要であったため、広めのスペースを確保しご案内した。また、食事後の食器の片づけについても、本来ならばお客様にお願いしているが、スタッフが対応した。	篠崎文化プラザ
4 身体障害	車いす利用者が駐車場を利用する際、身障者用区画にカラーコーンを置き、一般車両が駐車できない状況にしていたが、車いす利用車が駐車可能か判断できなかったため、カラーコーンに「利用の場合はお声かけください」とのポップを貼付し、警備員が適切な案内をするよう対応した。	グリーンパレス
5 視覚障害	当施設のレストランは利用者が入店時に注文・支払いが必要になるシステムだが、利用者がメニューの文字が読めず、オーダーが出来なかったため、先にテーブルにご案内し、座った状態で同伴者とゆっくりメニューを決めていただく対応をした。	篠崎文化プラザ
6 聴覚障害	利用者からカウンターで質問を受けた際、メモを用意して筆談にて対応を行い、利用者が必要としている本を案内した。	図書館
7 聴覚障害	利用者が窓口で手続きをする際、手話ができる職員がいなかったため筆談にて案内を行った。職員が速やかに対応できるよう、窓口に筆談についてのポップ及びメモ用紙とボールペンを常設している。	グリーンパレス
8 知的障害	利用者が視聴ブースを操作するにあたり、来館時に毎回質問があったため、利用者の障害について施設職員で共有し、統一した対応を取れるようにした。	図書館

# 第7期江戸川区障害福祉計画・ 第3期江戸川区障害児福祉計画 策定のための基礎調査

（江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査）

## 結果報告書 概要版

### 1 調査目的

本調査は令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」の策定にあたり、区内の障害や疾病のある方の実態や障害福祉サービス等に対する意向を把握するために実施した。

なお、アンケート調査名は「江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査」とした。

### 2 調査対象者及び回収状況

**【障害者・児調査】**

	調査対象者	発送数	回収数	回収率	本文中での表記
1	身体障害者手帳所持者	600件	384件	64.0%	身体障害
2	愛の手帳所持者	200件	114件	57.0%	知的障害
3	精神障害者保健福祉手帳所持者	250件	142件	56.8%	精神障害
4	難病手当受給者	100件	63件	63.0%	難病
5	児童通所受給者証所持者	100件	67件	67.0%	児童通所
6	重症心身障害児・者	87件	62件	71.3%	重症心身障害
合 計		1,337件	832件	62.2%	

**【医療的ケア者・児調査】**

	調査対象者	発送数	回収数	回収率	本文中での表記
	医療的ケア者・児	163件	117件	71.8%	医療的ケア

### 3 調査方法と調査期間

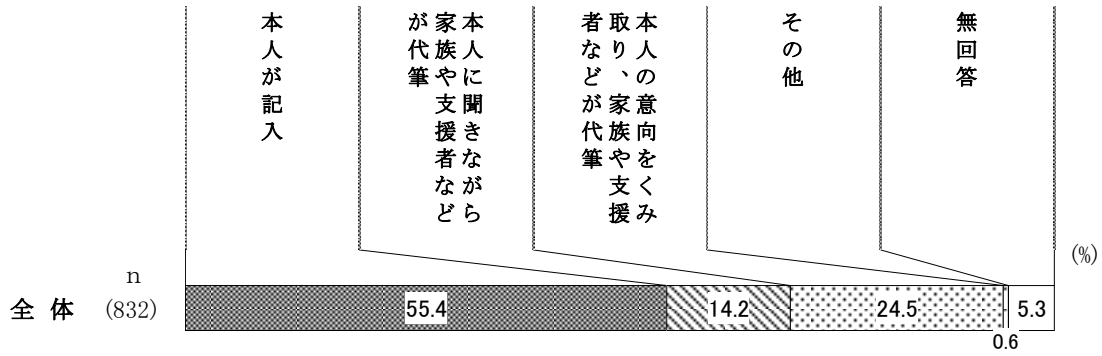
調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：【障害者・児調査】 令和4年10月21日（金）～11月8日（火）

【医療的ケア者・児調査】 令和4年11月1日（火）～11月25日（金）

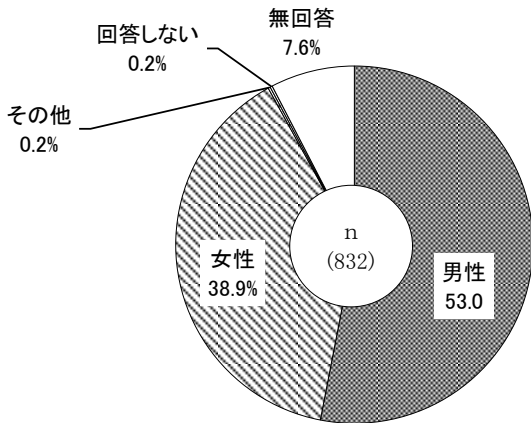
# 障害者・児調査 結果の概要

## 回答者の属性

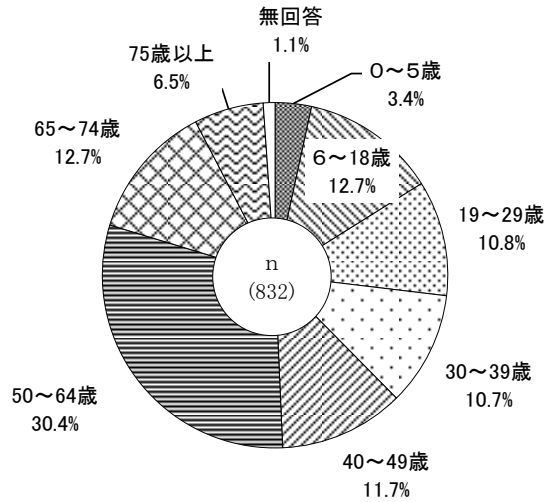


## 本人の属性

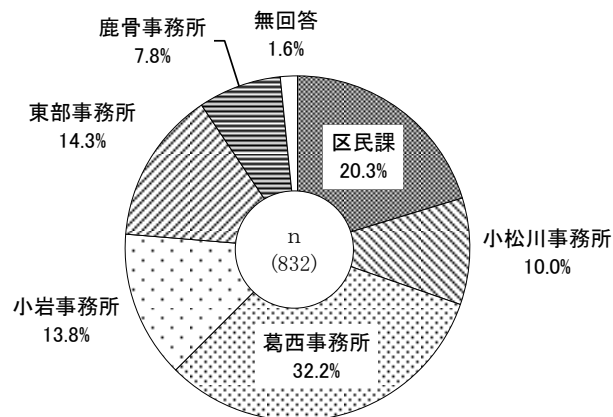
### <性別>



### <年齢>

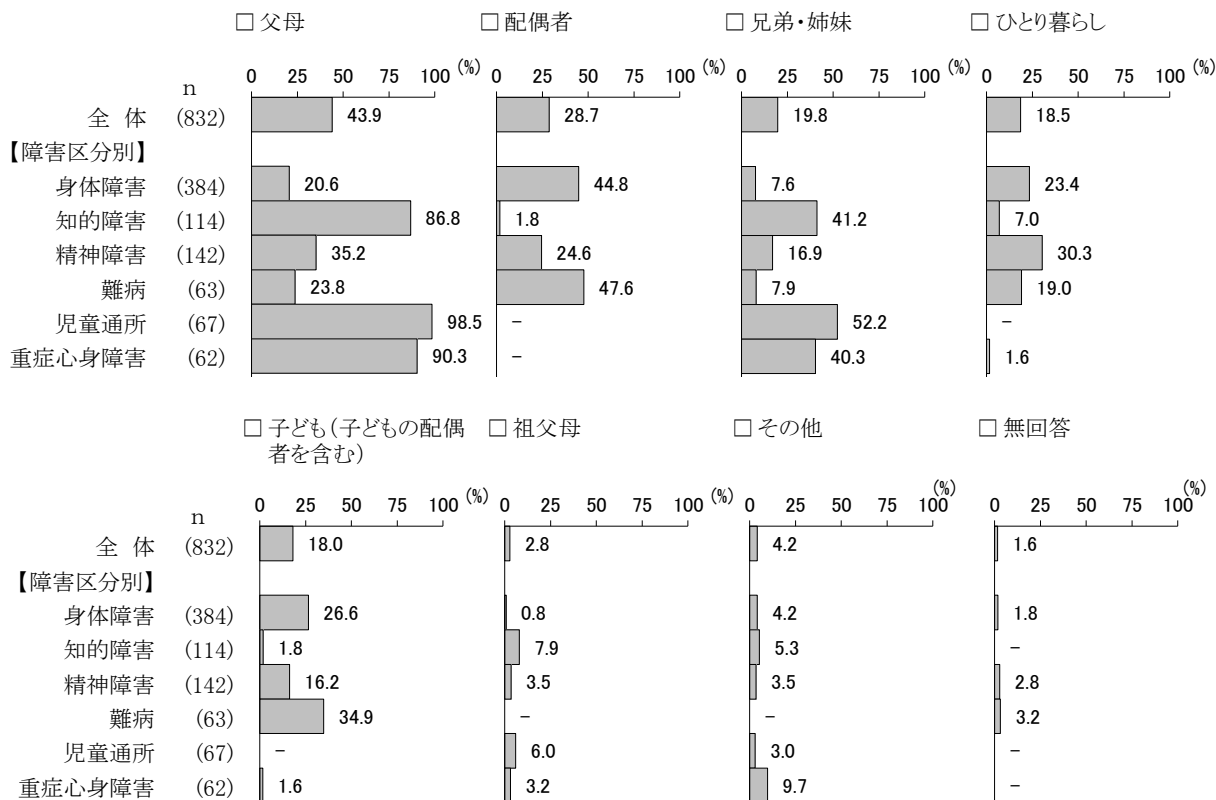


### <居住地域>



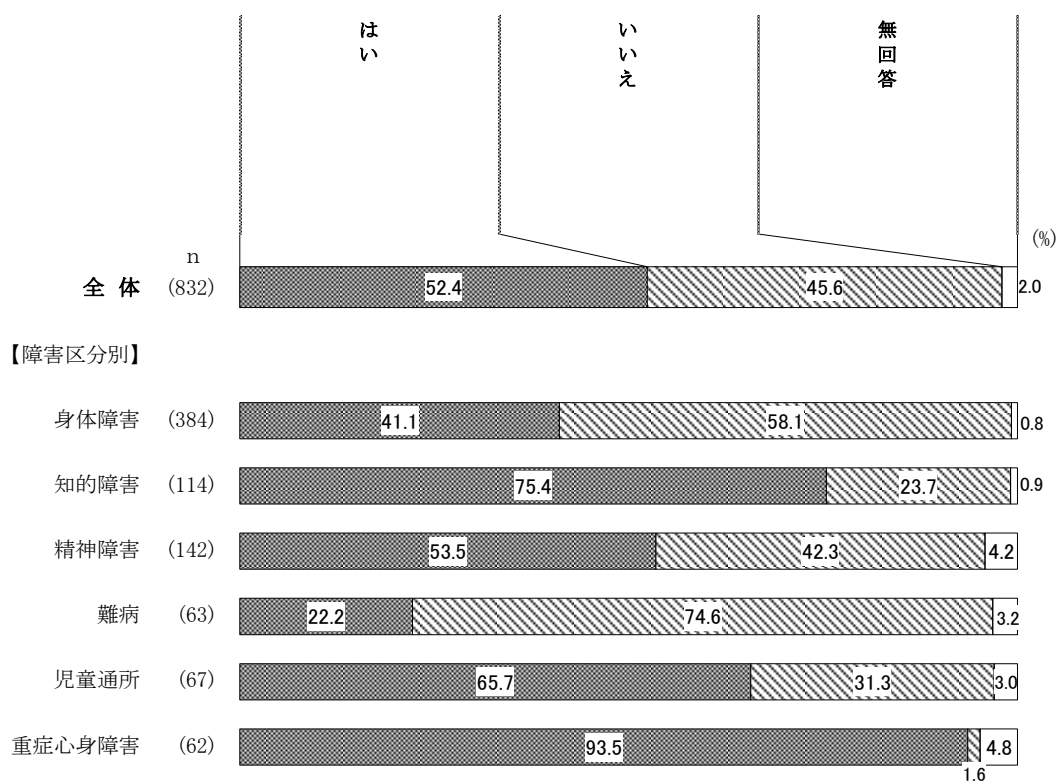


◆同居者：児童通所と重症心身障害では「父母」が9割以上を占め、知的障害でも86.8%と多くなっている。この他、身体障害と難病では「配偶者」が4割台、児童通所では「兄弟・姉妹」も52.2%と多くなっている。



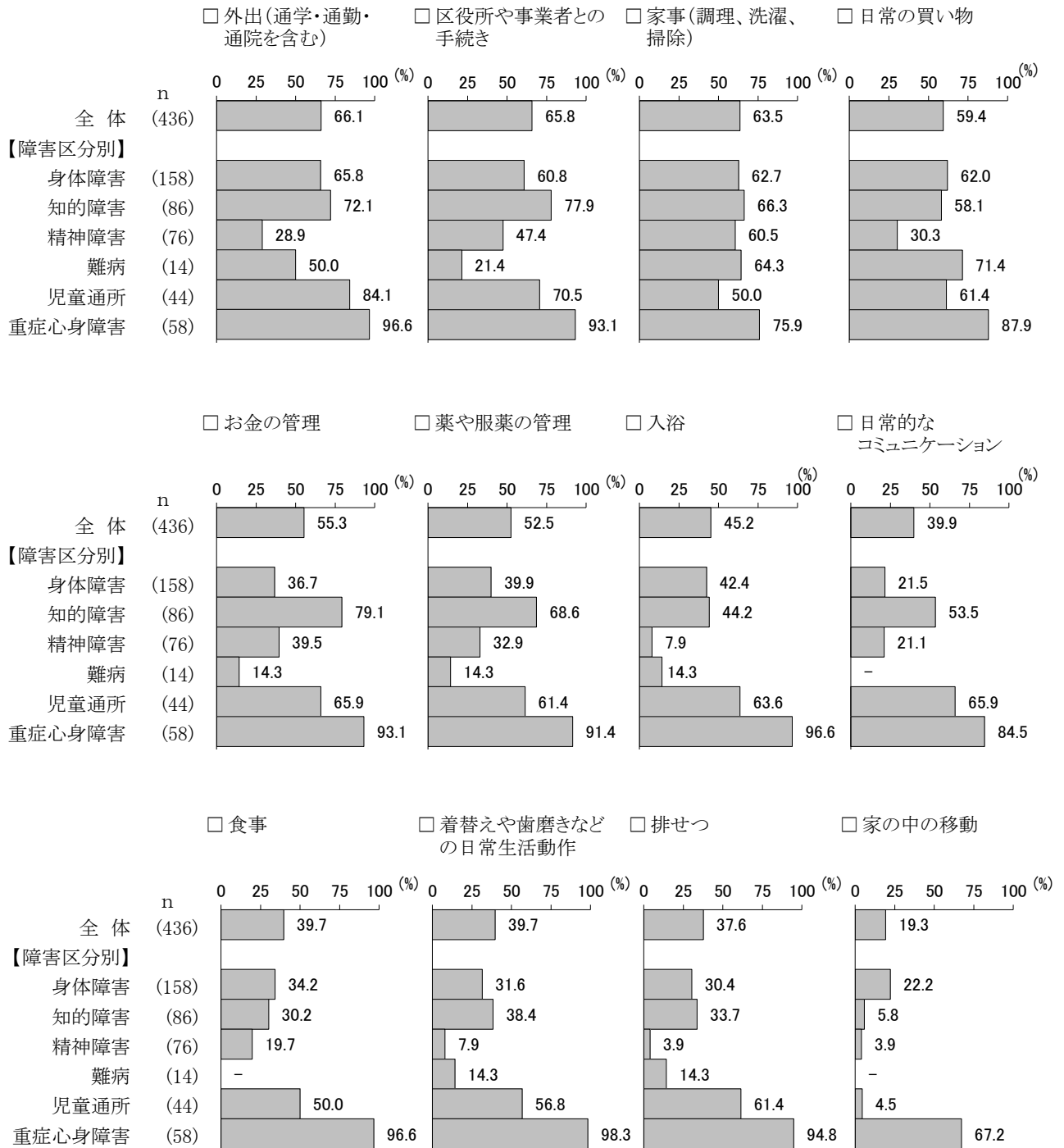
## 日常生活の手助けについて

◆介助や支援の必要性の有無：「必要」（はい）は重症心身障害が93.5%と最も多く、知的障害が75.4%、児童通所が65.7%となっている。



◆介助や支援が必要な場面：「家事（調理、洗濯、掃除）」はすべての障害で5割以上と区分に関わらず共通した項目となっている。重症心身障害は「外出（通学・通勤・通院を含む）」、「区役所や事業者との手続き」、「お金の管理」、「薬や服薬の管理」、「入浴」、「食事」、「着替えや歯磨きなどの日常生活動作」、「排せつ」で9割を超える。「お金の管理」は知的障害でも約8割と多くなっている。

(複数回答 - 上位12項目)



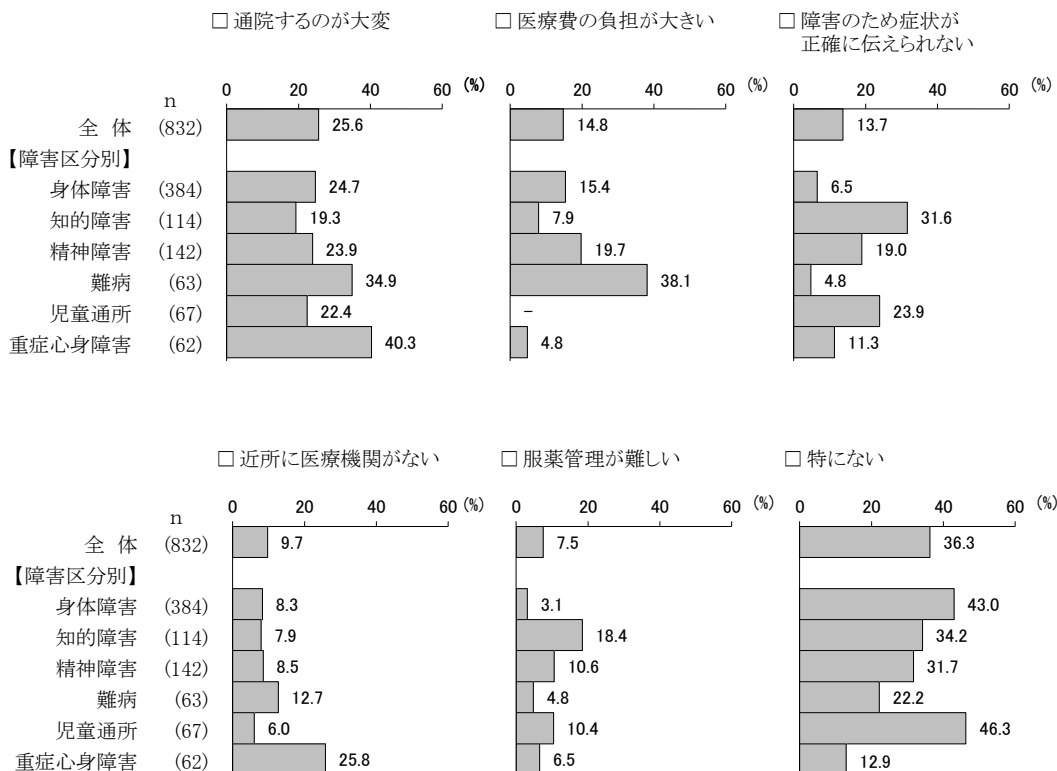
◆主な介助者：「父母」は知的障害（77.9%）、児童通所（77.3%）、重症心身障害（75.9%）が7割台と他の障害区分より多い。「配偶者」は難病が35.7%、次いで身体障害が30.4%と3割を超えている。「ホームヘルパー」は精神障害が13.2%となっている。

		（%）										
		全 体	配 偶 者	父 母	子 ど も （ 子 ど も の 配 偶 者 を 含 む ）	兄 弟 ・ 姉 妹	祖 父 母	ホ ー ム ヘ ル パ ー	施 設 や 病 院 ・ 学 校 の 職 員	ボ ラ ン テ ィ ア	そ の 他	無 回 答
全 体		436 100.0	68 15.6	185 42.4	25 5.7	8 1.8	2 0.5	32 7.3	19 4.4	- -	14 3.2	83 19.0
障 害 区 分 別	身体障害	158 100.0	48 30.4	25 15.8	18 11.4	3 1.9	- -	17 10.8	10 6.3	- -	5 3.2	32 20.3
	知的障害	86 100.0	- -	67 77.9	- -	1 1.2	- -	3 3.5	2 2.3	- -	2 2.3	11 12.8
	精神障害	76 100.0	15 19.7	12 15.8	7 9.2	4 5.3	1 1.3	10 13.2	3 3.9	- -	5 6.6	19 25.0
	難病	14 100.0	5 35.7	3 21.4	- -	- -	- -	2 14.3	- -	- -	2 14.3	2 14.3
	児童通所	44 100.0	- -	34 77.3	- -	- -	1 2.3	- -	1 2.3	- -	- -	8 18.2
	重症心身障害	58 100.0	- -	44 75.9	- -	- -	- -	- -	3 5.2	- -	- -	11 19.0

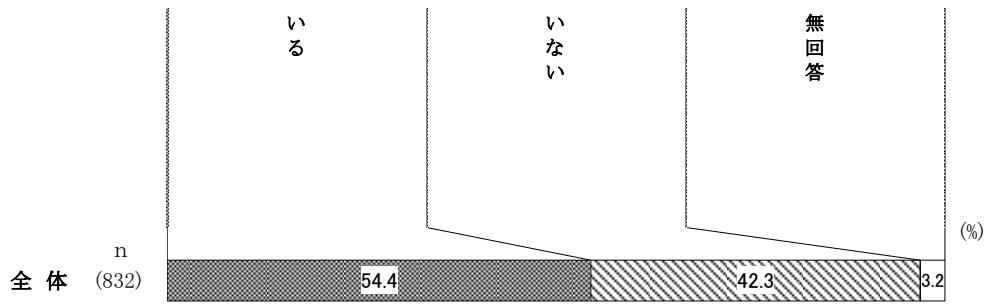
## 相談や情報入手について

◆健康・医療面での困りごと：重症心身障害では「通院するのが大変」が40.3%、難病では「医療費の負担が大きい」が38.1%と他の障害区分より多くなっている。

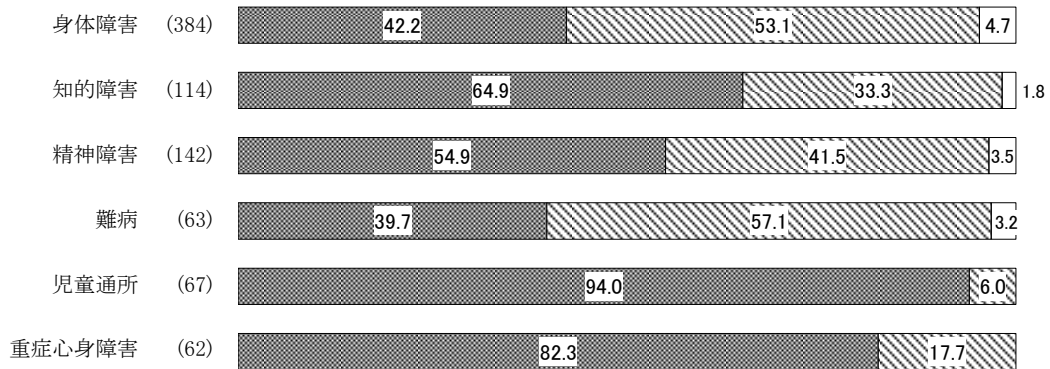
（複数回答－上位5項目＋「特にない」）



◆相談相手（場所）の有無：「いる」は児童通所が94.0%、重症心身障害が82.3%と多くなっている。  
 身体障害と難病は「いる」が4割前後と少なく、「いない」が半数以上となっている。

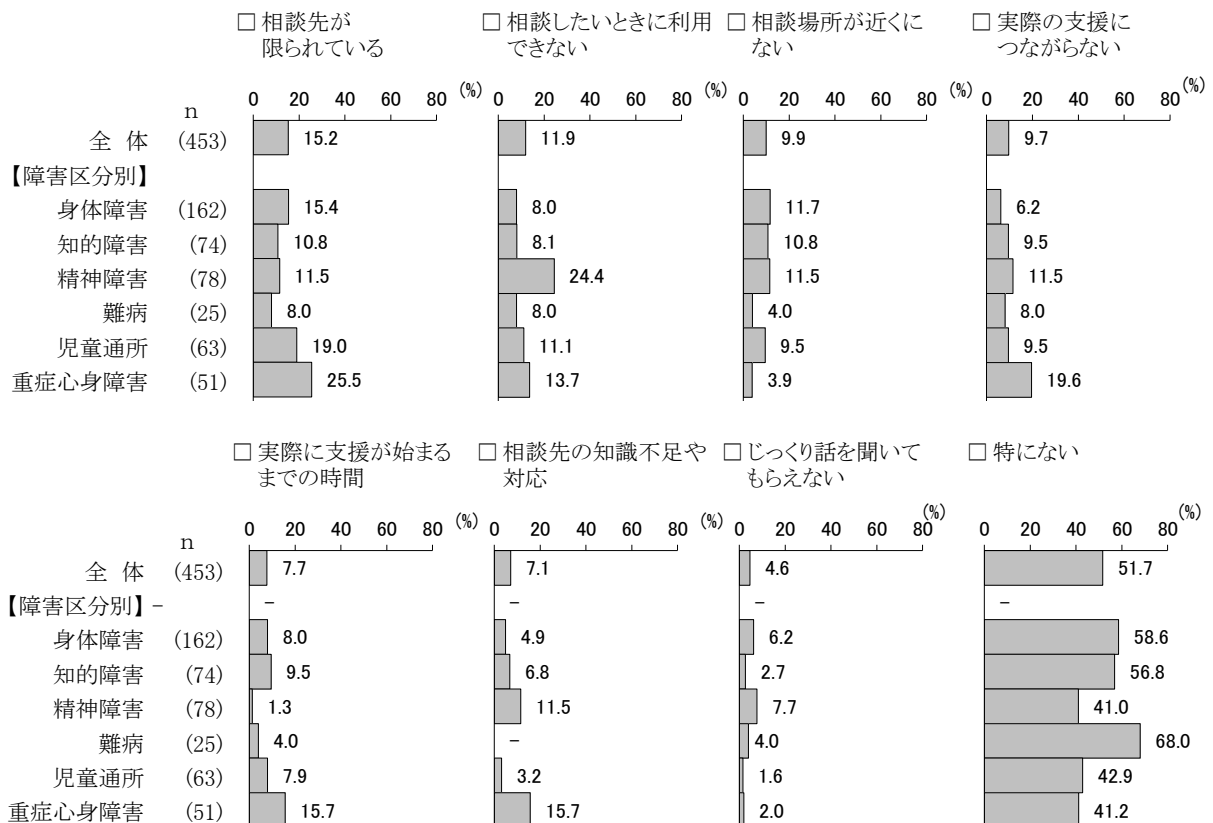


【障害区分別】



◆相談する際に不便なこと：「相談先が限られている」と「実際の支援につながらない」は重症心身障害が、「相談したいときに利用できない（時間など）」では精神障害が他の障害区分よりやや多くなっている。

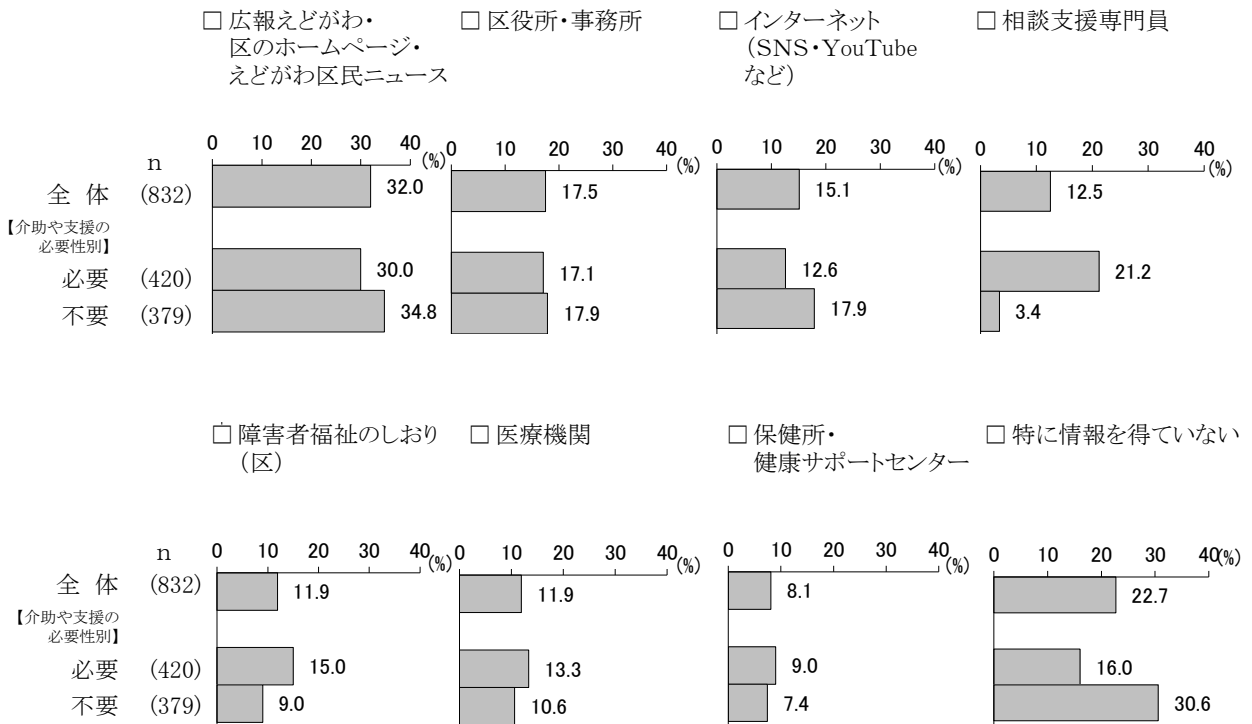
(複数回答 - 上位7項目 + 「特にない」)



◆生活支援に関するサービスの情報の入手源：「広報えどがわ・区のホームページ・えどがわ区民ニュース」は日常の介助や支援を必要とする人（30.0%）、不要とする人（34.8%）の両者ともに3割以上と多くなっている。「相談支援専門員（事業所でサービスの利用計画を立ててくれる人）」、「障害者福祉のしおり（区）」、「医療機関（医師、看護師、リハビリスタッフなど）」、「保健所・健康サポートセンター」は、日常の介助や支援を不要とする人よりも必要とする人の方が多くなっている。

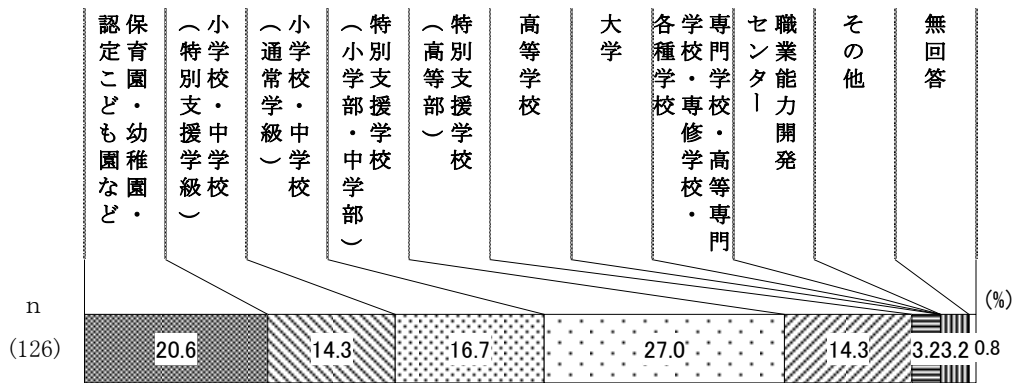
なお、日常の介助や支援を不要とする人で「特に情報を得ていない」は30.6%となっている。

（複数回答－上位7項目＋「特に情報を得ていない」）

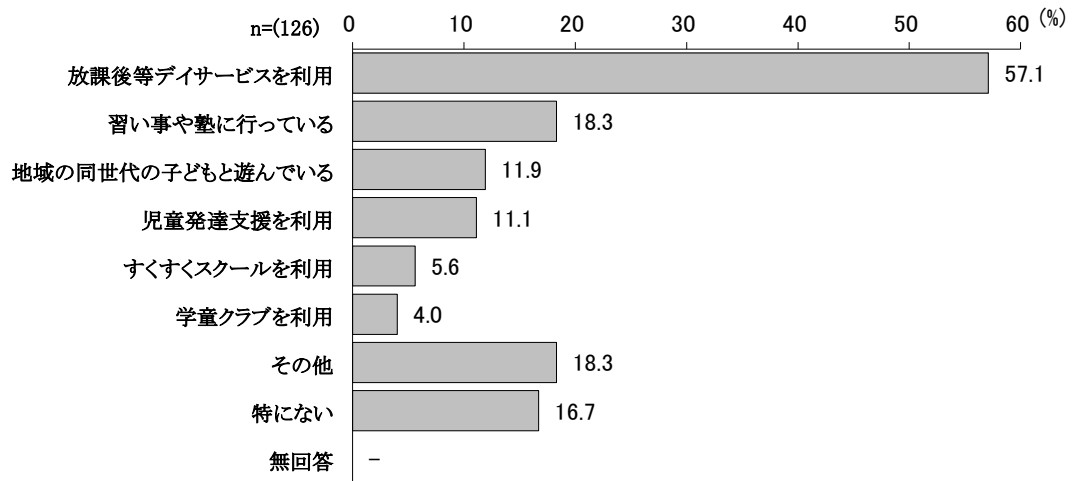


## 通園・通学について

◆通園・通学先：「特別支援学校（小学部・中学部）」が27.0%と最も多く、「保育園・幼稚園・認定こども園など」が20.6%、「小学校・中学校（通常学級）」（16.7%）、「小学校・中学校（特別支援学級）」「特別支援学校（高等部）」（ともに14.3%）が1割台となっている。

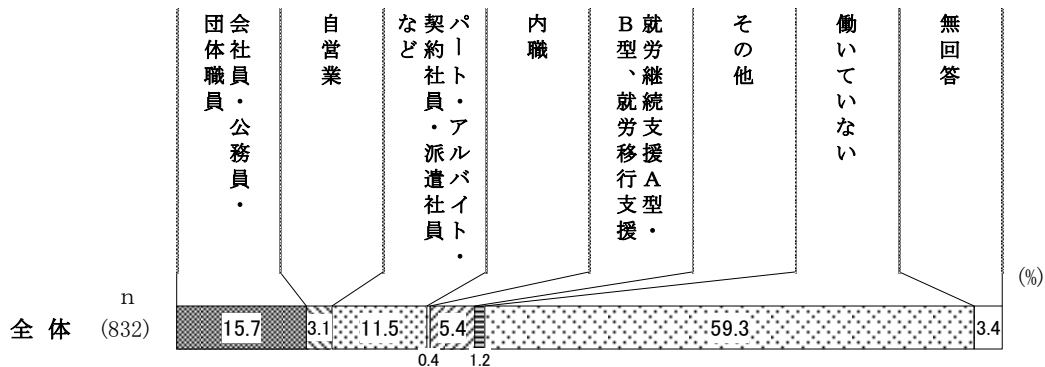


◆放課後や休みの日などの過ごし方：「放課後等デイサービスを利用している」が57.1%を占めている。なお、「特にない」は16.7%となっている。

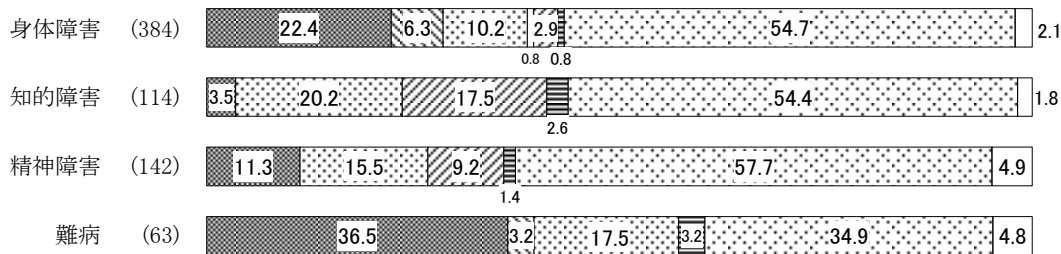


## 仕事の状況や今後の希望について

◆就労形態：「会社員・公務員・団体職員」は難病が36.5%、身体が22.4%と多くなっている。「働いていない」は身体障害、知的障害、精神障害が5割台となっている。

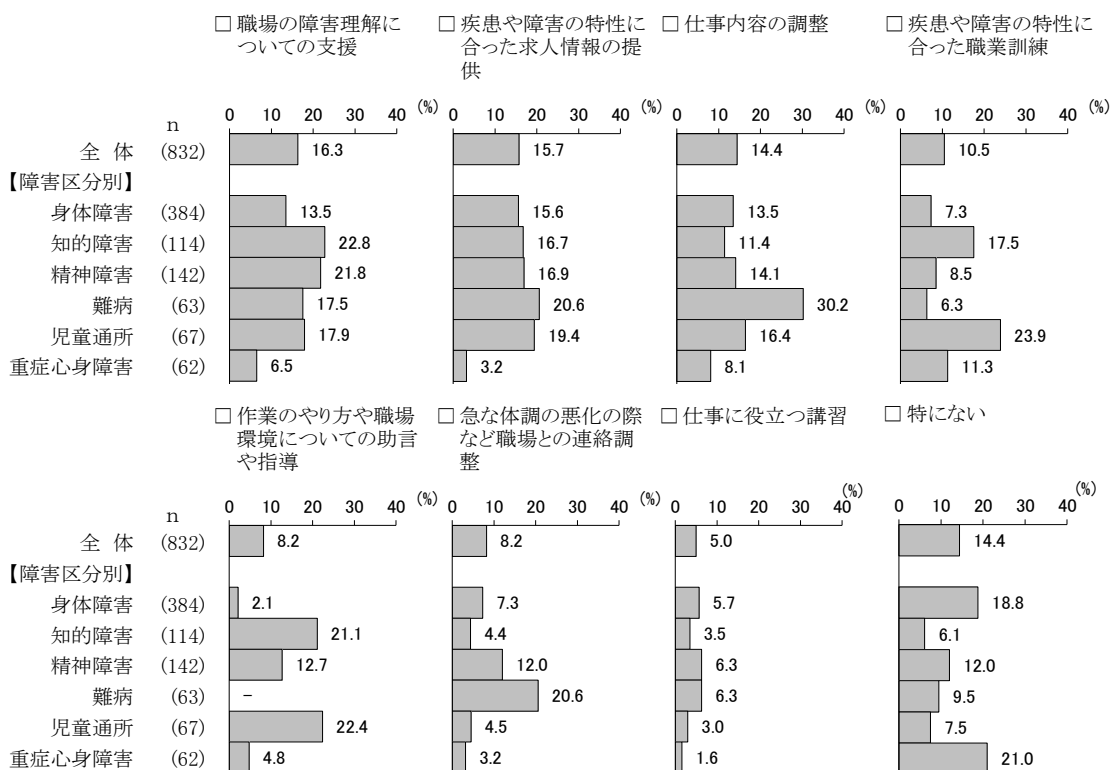


【障害区分別】



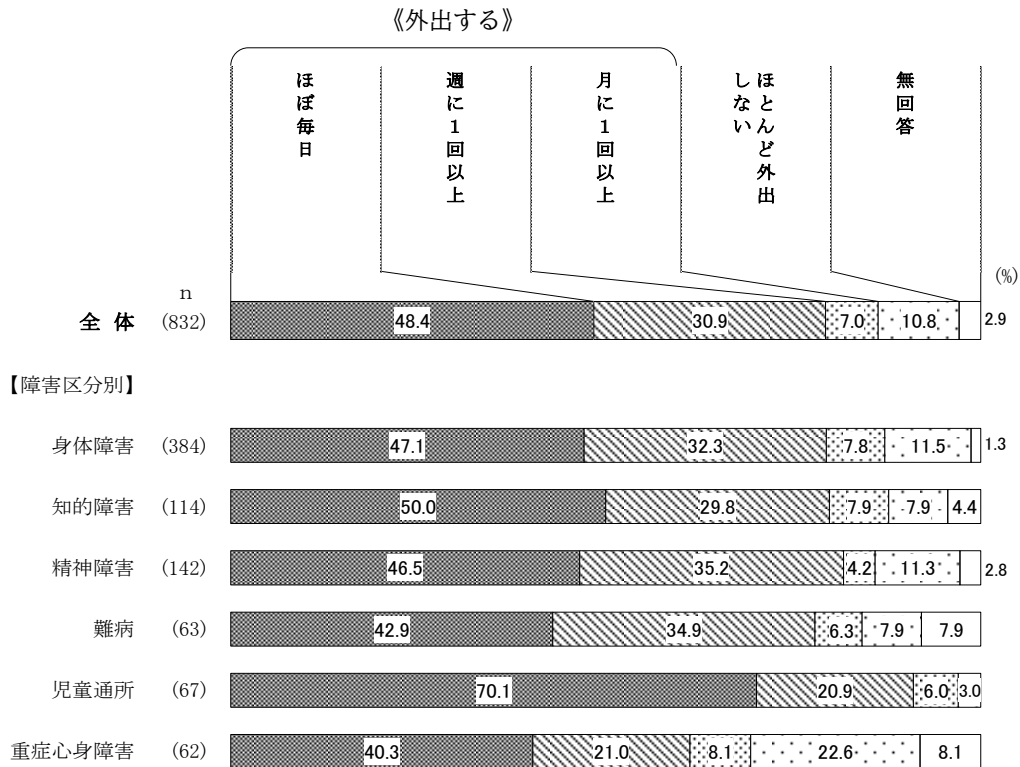
◆必要な就労支援：「職場の障害理解についての支援」は知的障害 (22.8%)、精神障害 (21.8%) が2割台となっている。この他、難病は「仕事内容の調整 (障害に合った仕事内容、勤務日数や時間など)」と「急な体調の悪化の際など職場との連絡調整」、知的障害と児童通所では「作業のやり方や職場環境についての助言や指導」が他の障害区分より多くなっている。

(複数回答 - 上位7項目 + 「特にない」)

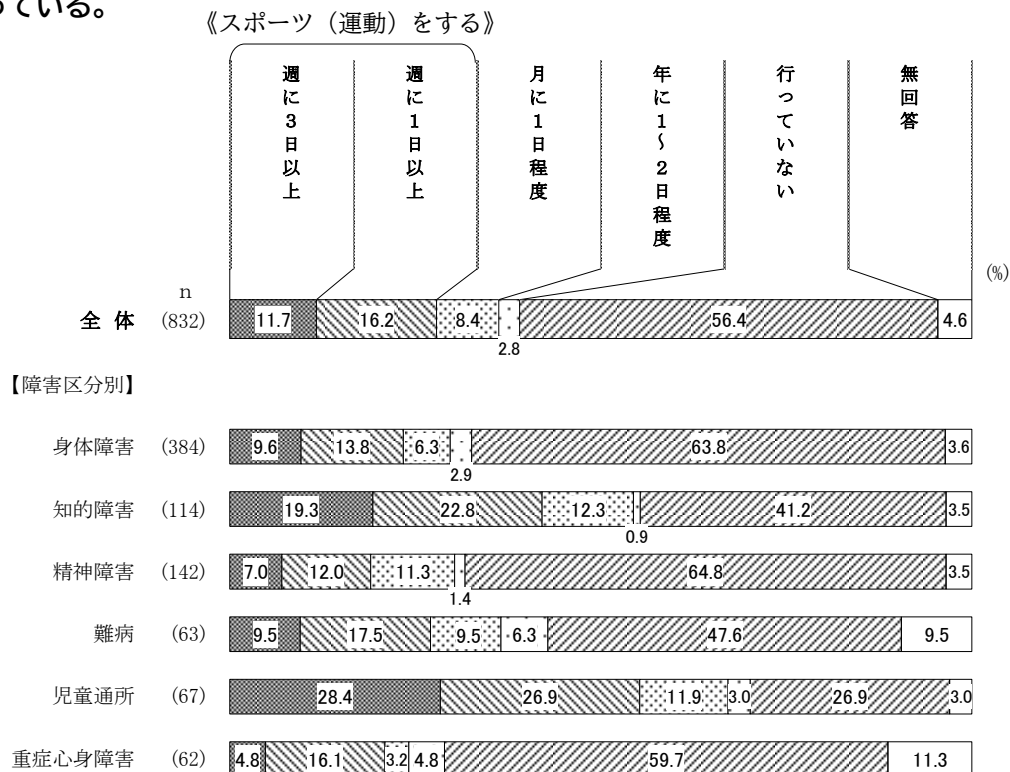


## 趣味の活動や地域の活動について

◆外出頻度：「ほぼ毎日」は児童通所が70.1%、知的障害が50.0%となっている。《外出する》で見ると、重症心身障害を除いたすべての障害区分で8割以上と多くなっている。



◆スポーツ（運動）実施状況：「週に3日以上」は児童通所が28.4%、知的障害が19.3%と多くなっている。児童通所では「週に1日以上」も26.9%と多く、《スポーツ（運動）をする》は55.3%となっている。一方、「行っていない」は精神障害（64.8%）、身体障害（63.8%）が6割台と多くなっている。

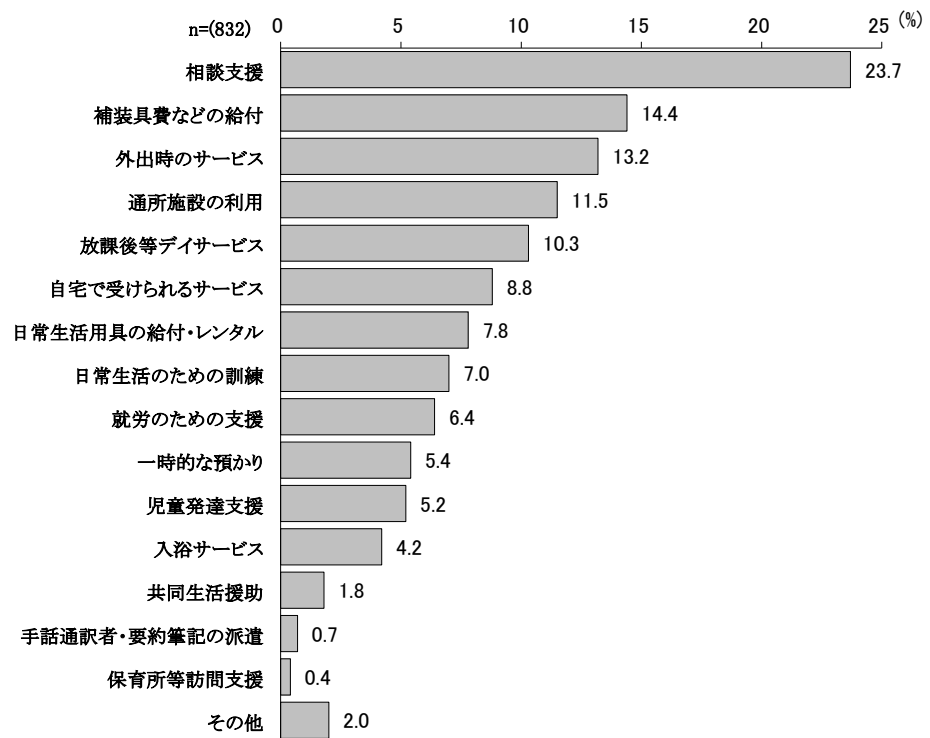




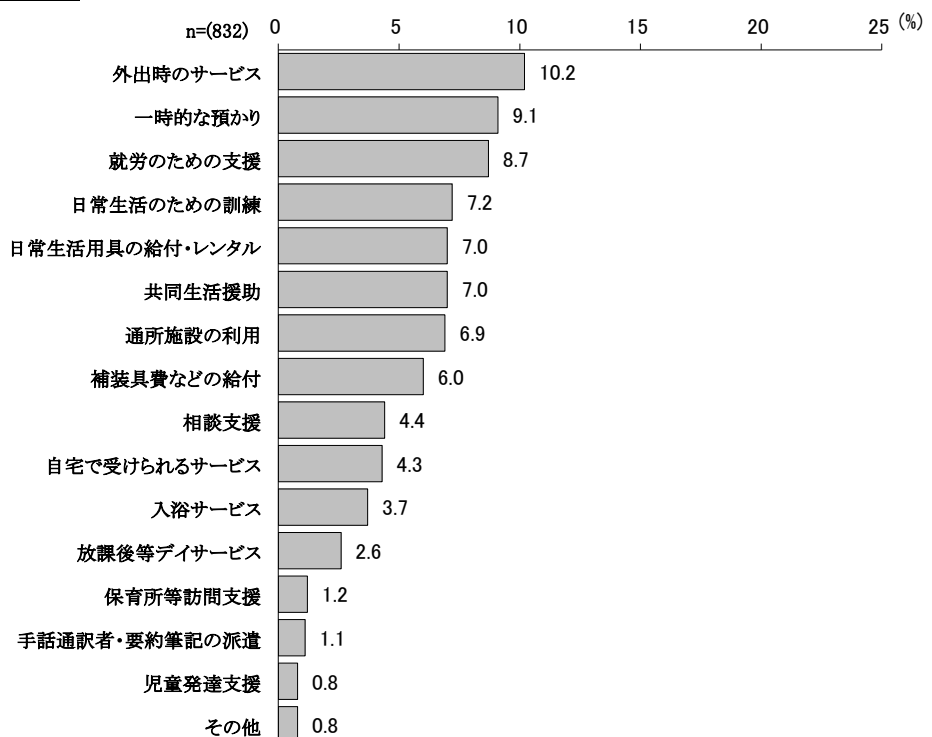
## サービスの利用等について

◆障害福祉サービスの利用状況：「現在、利用しているもの」では〈相談支援〉が23.7%と最も多く、〈補装具費などの給付〉（14.4%）、〈外出時のサービス〉（13.2%）、〈通所施設の利用〉（11.5%）、〈放課後等デイサービス〉（10.3%）が1割台とやや多い。「今後、利用したいもの」では〈外出時のサービス〉が10.2%と多くなっている。

### 現在利用しているサービス

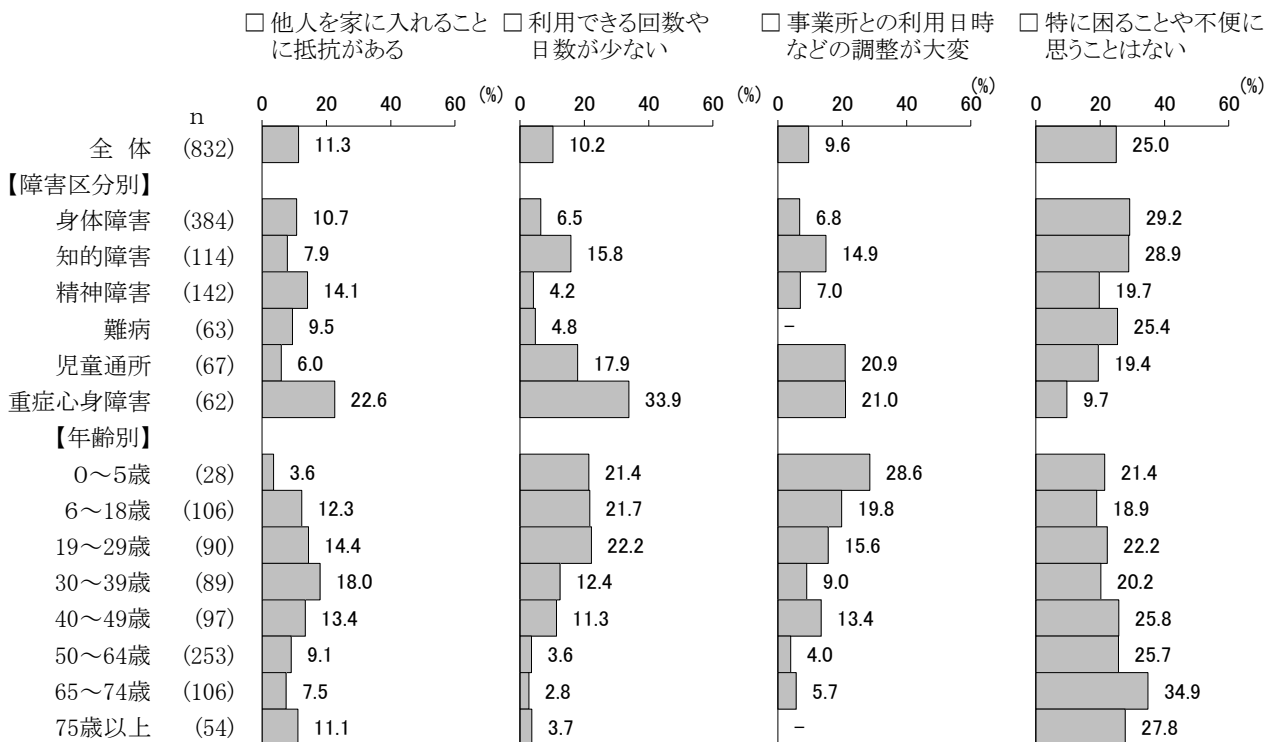
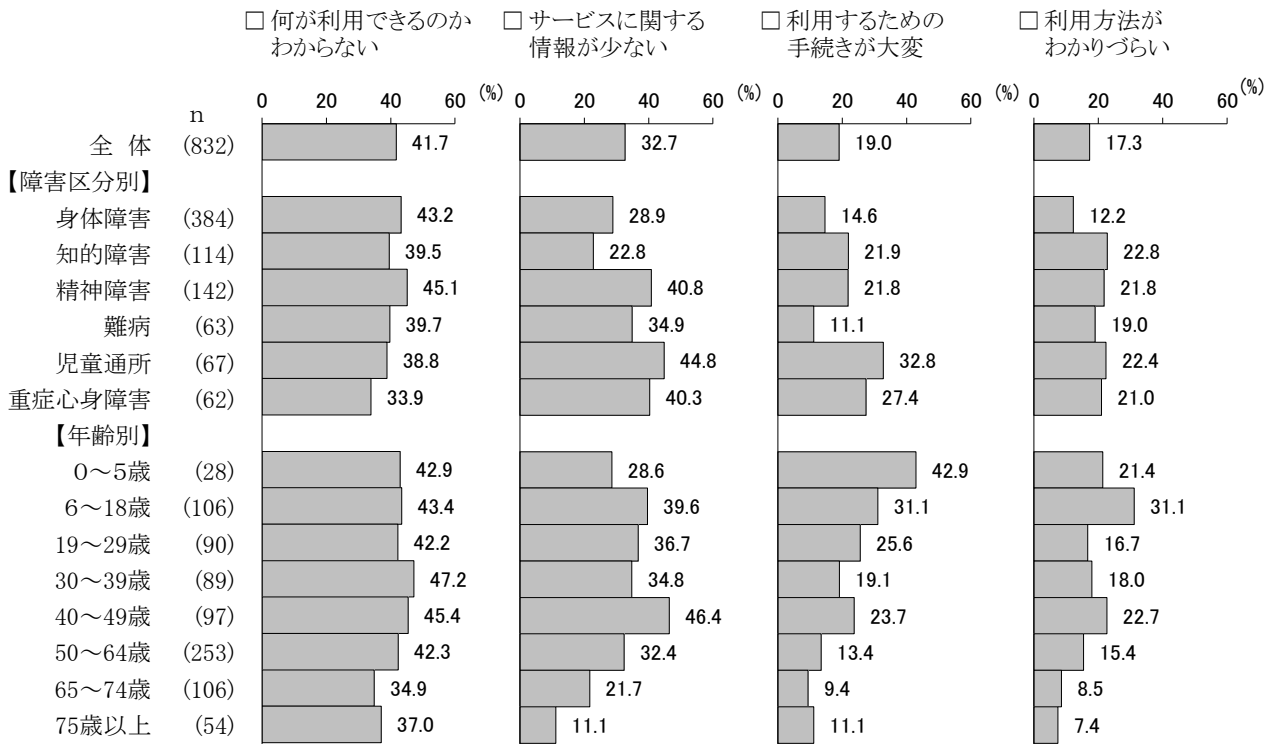


### 今後、利用したいサービス



◆障害福祉サービスを利用する際の不便：いずれの障害区分でも「何が利用できるのかわからない」と「サービスに関する情報が少ない」が多い。精神障害では「何が利用できるのかわからない」、児童通所では「サービスに関する情報が少ない」、重症心身障害では「他人を家に入れることに抵抗がある」、「利用できる回数や日数が少ない」が他の障害区分より多い。

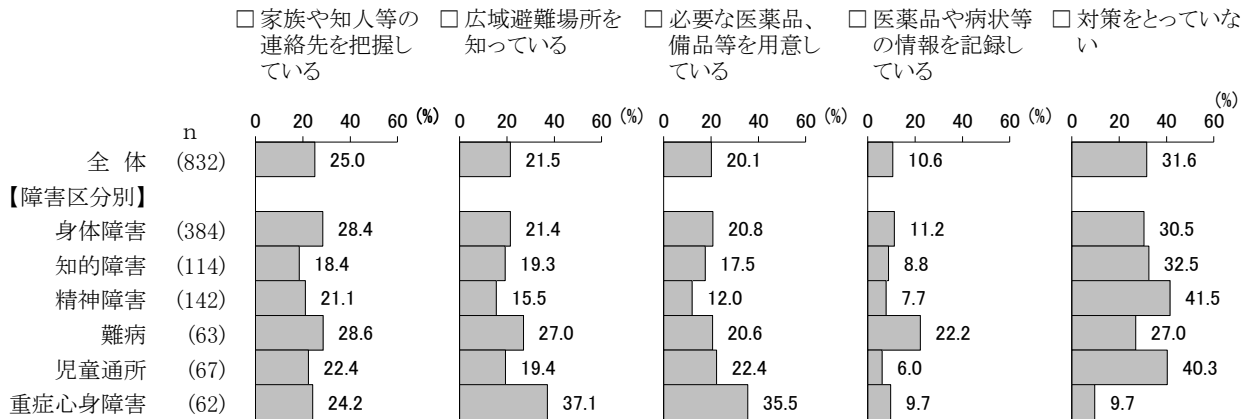
(複数回答－上位7項目＋「特に困ることや不便に思うことはない」)



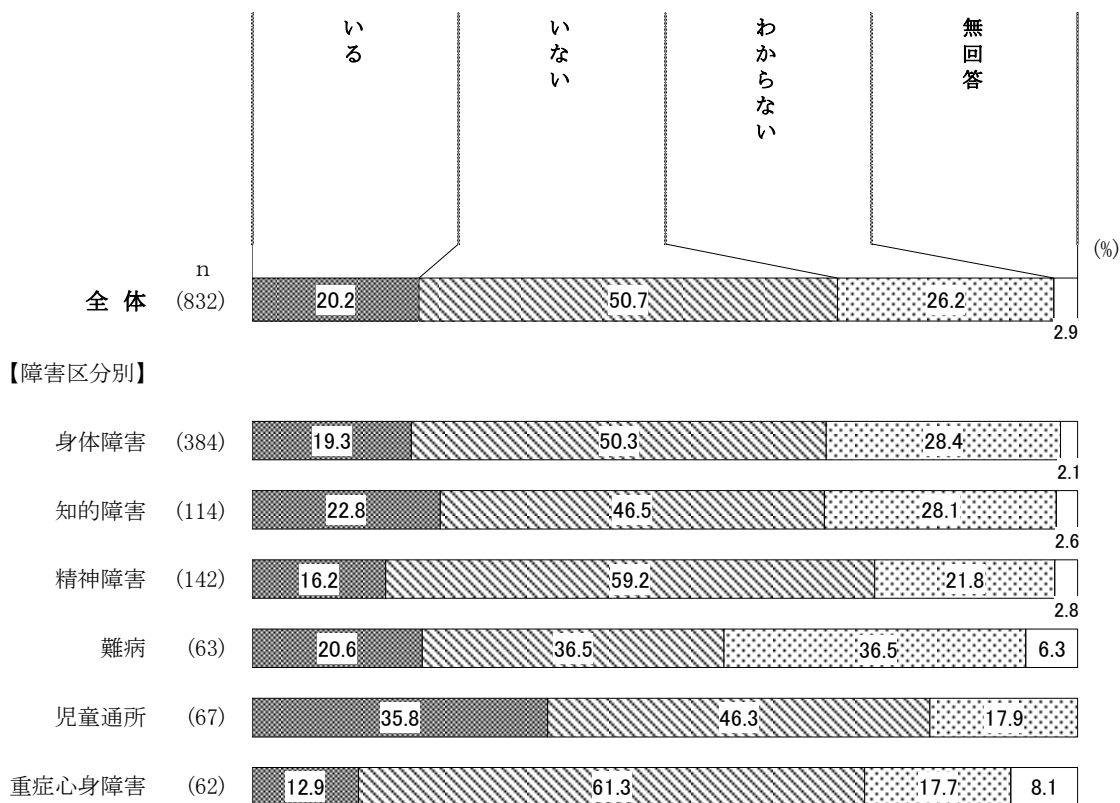
## 災害時の対応について

◆災害に備えた特別な対策：重症心身障害では「災害時に避難する広域避難場所を知っている」と「災害時の非常持出用品、備蓄品の中に、難病や障害の状況に応じて必要な医薬品、備品、食料等を用意している」、難病では「避難所等において医療が受けられるよう、医薬品や病状等の情報を記録している」が他の障害より多くなっている。

(複数回答 - 上位4項目 + 「対策をとっていない」)



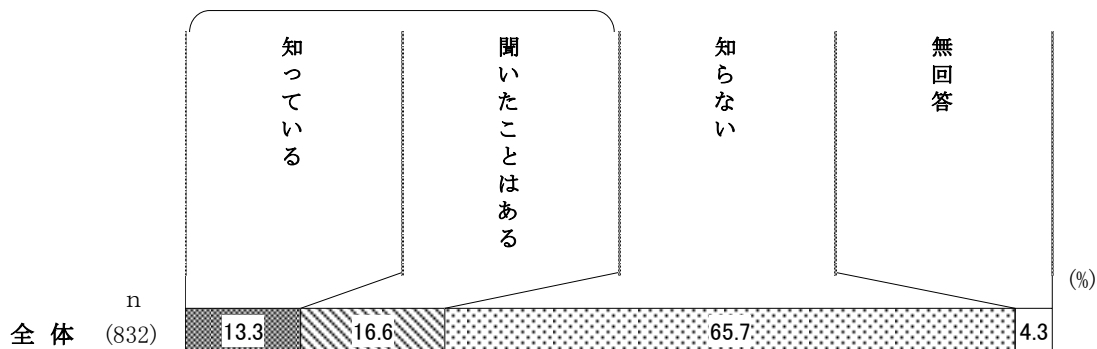
◆近所に助けてくれる人の有無：「いる」は児童通所が35.8%と多く、「いない」は重症心身障害と精神障害が6割前後と多くなっている。



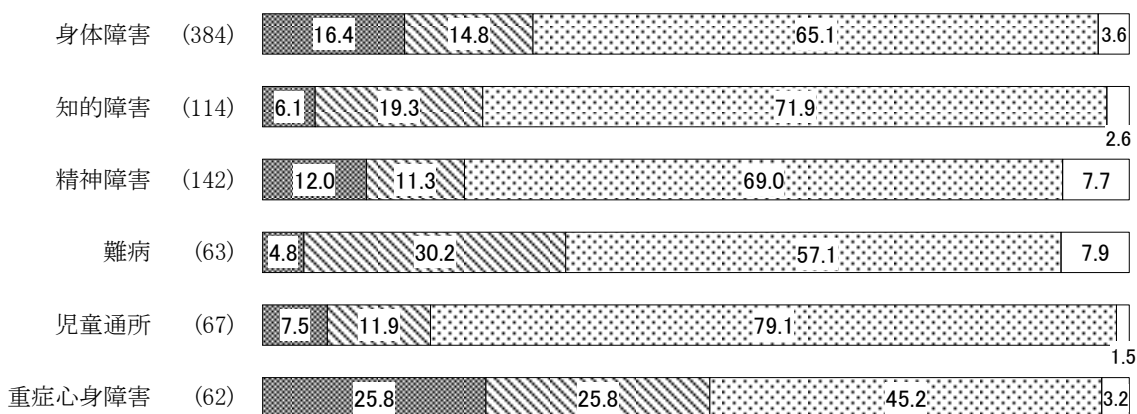
# 障害者差別について

◆障害者差別解消法の理解：「知っている」は重症心身障害が25.8%と多く、《認知度》でも51.6%と他の障害区分より多くなっている。

《認知度》

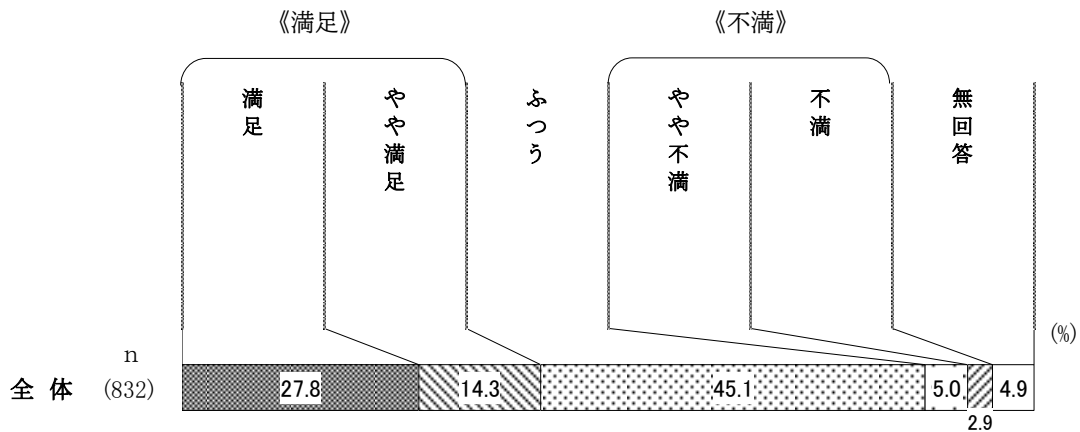


## 【障害区分別】

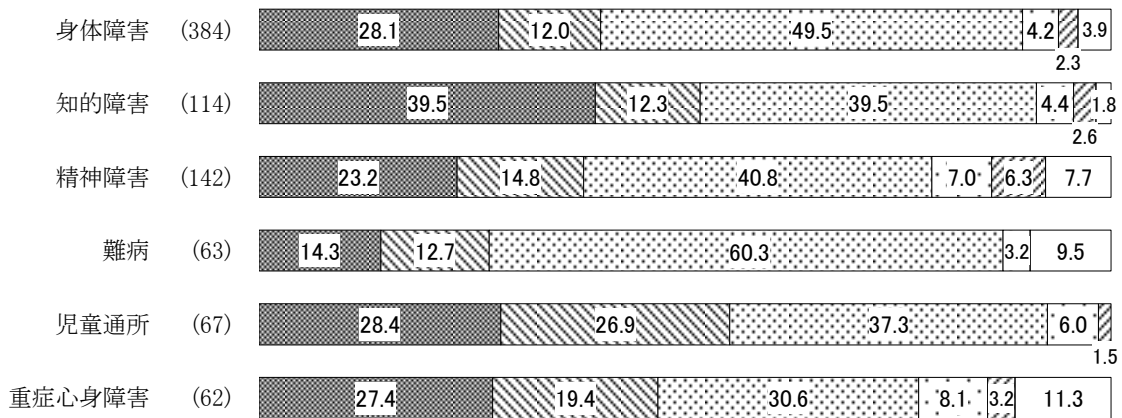


# 現在の暮らしと今後のことについて

◆江戸川区での暮らしの満足度：《満足》は児童通所（55.3%）、知的障害（51.8%）が5割台、重症心身障害（46.8%）、身体障害（40.1%）が4割台となっている。《不満》は精神障害と重症心身障害が1割台と他の障害区分よりやや多くなっている。



## 【障害区分別】



◆希望する将来の暮らし：「今の家族と暮らしたい」は身体障害（53.6%）、重症心身障害（51.6%）、難病（50.8%）が5割台となっている。精神障害では「ひとりで暮らしたい」が17.6%と他の障害区分より多くなっている。

		(%)													
		全 体	今 の 家 族 と 暮 ら し た い	ひ と り で 暮 ら し た い	新 た に 家 庭 を 持 っ て 暮 ら し た い	仲 間 と 暮 ら し た い	グ ル ー プ ホ ー ム で 暮 ら し た い	介 護 保 険 施 設 で 暮 ら し た い	障 害 者 入 所 施 設 で 暮 ら し た い	す る な ど し て 暮 ら し た い	仲 間 と 部 屋 を シ ェ ア	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答	
全 体		832 100.0	393 47.2	90 10.8	49 5.9	26 3.1	23 2.8	20 2.4	4 0.5	15 1.8	153 18.4	59 7.1	20 2.4	59 7.1	
障 害 区 分 別	身体障害	384 100.0	206 53.6	45 11.7	13 3.4	7 1.8	16 4.2	4 1.0	3 0.8	5 1.3	65 16.9	20 5.2	5 1.3	20 5.2	
	知的障害	114 100.0	45 39.5	11 9.6	9 7.9	10 8.8	1 0.9	6 5.3	-	3 2.6	24 21.1	5 4.4	-	5 4.4	
	精神障害	142 100.0	48 33.8	25 17.6	12 8.5	-	-	4 2.8	-	-	4 2.8	32 22.5	17 12.0	-	17 12.0
	難病	63 100.0	32 50.8	5 7.9	11 17.5	1 1.6	1 1.6	1 1.6	-	-	-	4 6.3	8 12.7	-	8 12.7
	児童通所	67 100.0	30 44.8	4 6.0	4 6.0	2 3.0	1 1.5	-	-	1 1.5	1 1.5	22 32.8	2 3.0	-	2 3.0
	重症心身障害	62 100.0	32 51.6	-	-	-	6 9.7	-	9 14.5	-	2 3.2	6 9.7	7 11.3	-	7 11.3

◆充実すべき障害者福祉施策：「いつでも気軽に相談できる窓口」はすべての障害区分であげられ、児童通所、重症心身障害以外では1位となっている。「障害の有無にかかわらず互いに尊重し支え合う社会の推進」は重症心身障害を除く各区分で、「介助している家族への支援（緊急時の対応など）」は精神障害、児童通所を除く各区分で上位にあげられている。

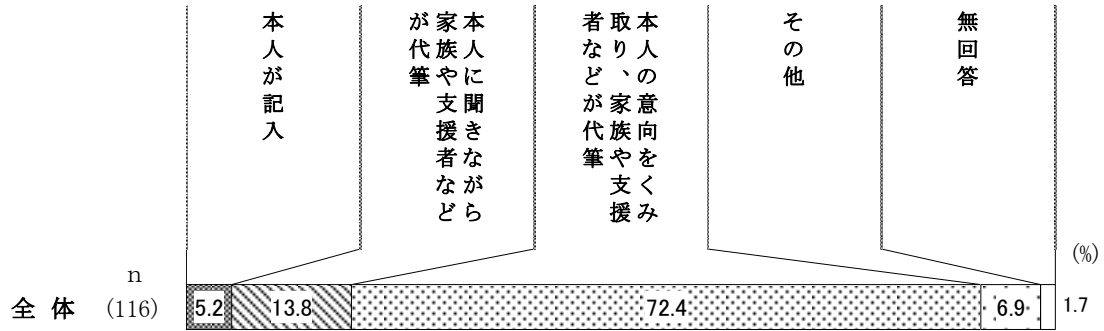
(複数回答－障害種別 上位5位表)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=832	気軽に相談できる 窓口 33.2	支え合う社会の 推進 16.1	家族への支援 13.6	災害時の支援 13	就労支援 情報収集 11.7
身体障害 n=384	気軽に相談できる 窓口 39.3	支え合う社会の 推進 16.7	情報収集 14.6	災害時の支援 14.1	家族への支援 12.8
知的障害 n=114	気軽に相談できる 窓口 28.9	就労支援 19.3	支え合う社会の 推進 18.4	放課後・休日サー ビス 18.4	家族への支援 15.8
精神障害 n=142	気軽に相談できる 窓口 30.3	支え合う社会の 推進 16.2	就労支援 14.8	住宅支援 14.1	情報収集 12.0
難病 n=63	気軽に相談できる 窓口 38.1	家族への支援 17.5	情報収集 17.5	支え合う社会の 推進 14.3	災害時の支援 9.5
児童通所 n=67	児童療育・保護者 支援 47.8	放課後・休日の サービス 28.4	気軽に相談できる 窓口 20.9	早期発見・早期 療育 16.4	支え合う社会の 推進 14.9
重症心身障害 n=62	家族への支援 48.4	災害時の支援 32.3	放課後・休日の サービス 29.0	移動支援 19.4	気軽に相談できる 窓口 17.7

# 医療的ケア者・児調査 結果の概要

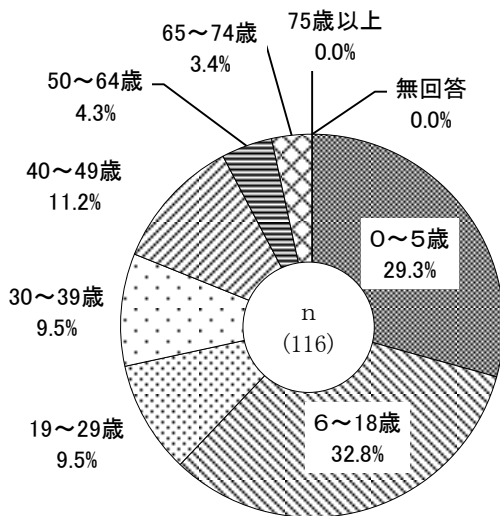
## 回答者の属性

<調査票の回答者>

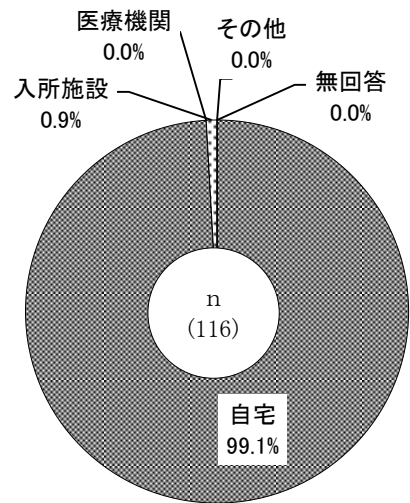


## 本人の属性

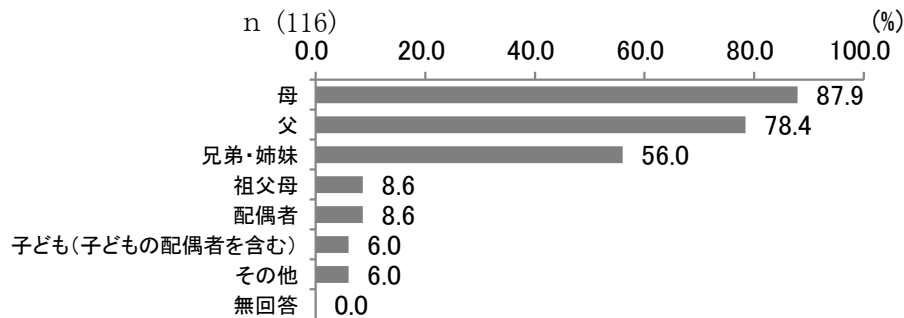
<年齢>



<現在の生活場所>

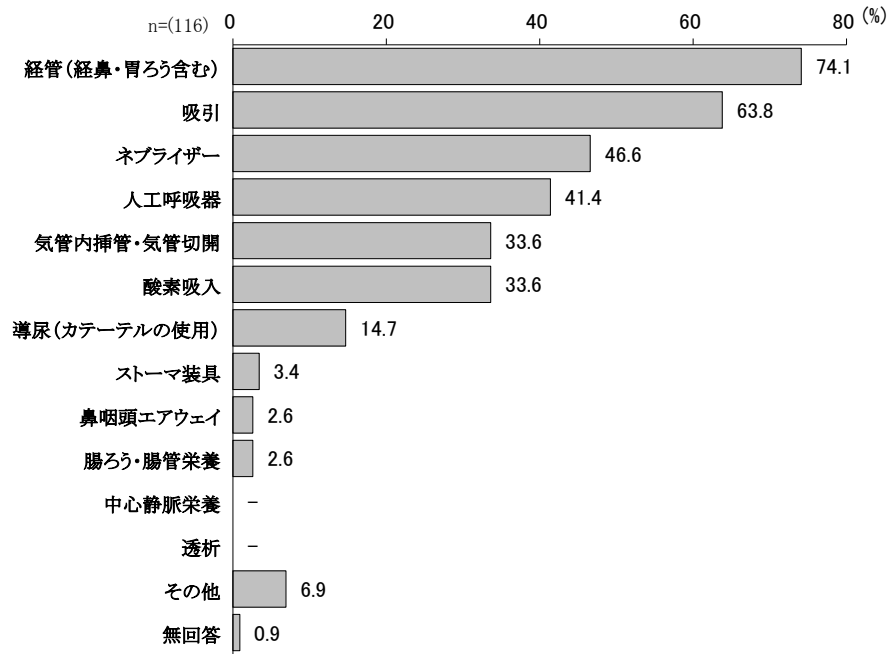


<同居者>

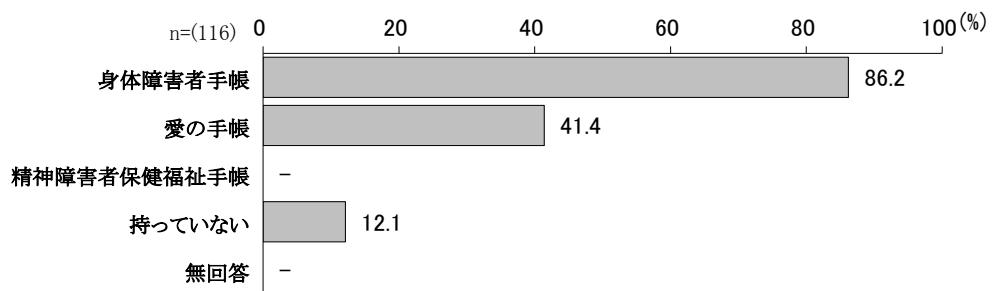


## 本人の状況について

◆必要とする医療的ケア：「経管（経鼻・胃ろう含む）」が最も多く74.1%となっている。

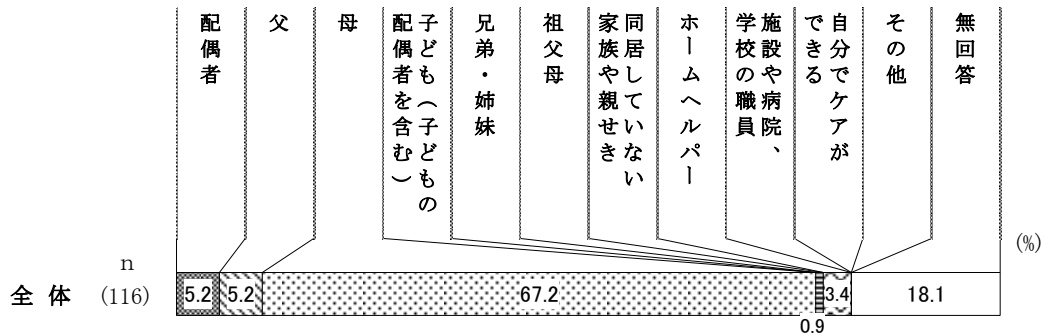


◆障害者手帳の有無：「身体障害者手帳を持っている」が最も多く86.2%となっている。

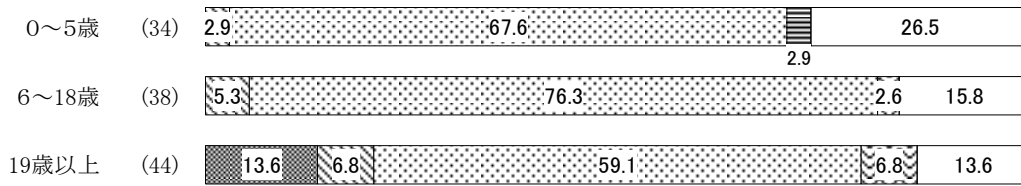




◆主な介護者：「母」は年齢3区分のすべて6割から7割と最も多くなっている。

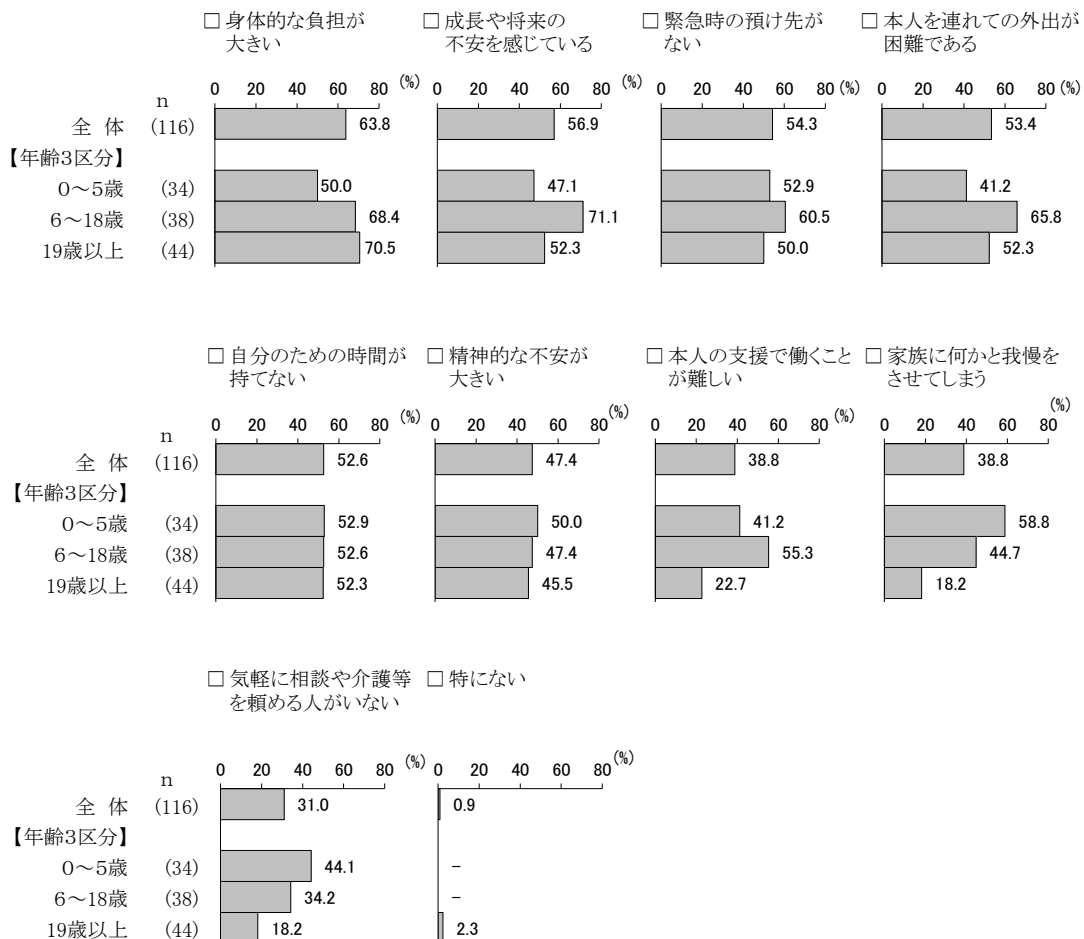


【年齢3区分】



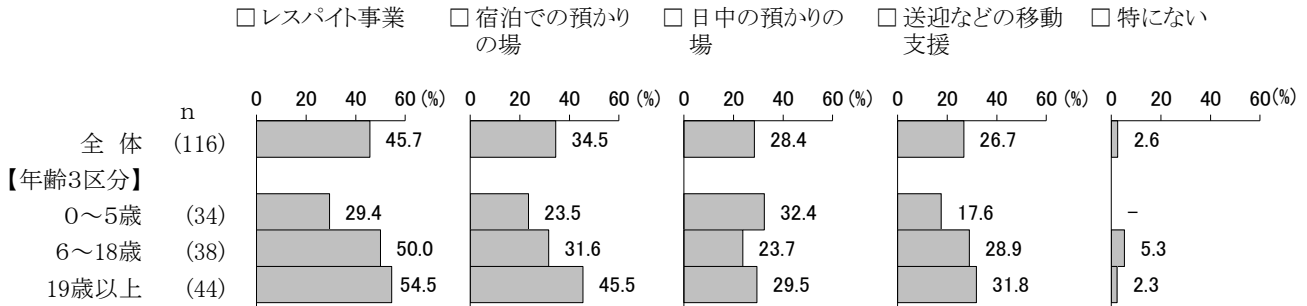
◆介護の悩みや不安：「成長や将来の不安を感じている」は6～18歳が71.1%と最も多く、「睡眠不足や疲労など、身体的な負担が大きい」は19歳以上が70.5%と多くなっている。また「家族（子、兄弟・姉妹など）に何かと我慢させてしまう」、「何かあった時に、気軽に相談や介護などを頼める人がいない」は年齢が上がるにつれて、少なくなっている。

(複数回答 - 上位9項目 + 「特にない」)



◆介護者の負担軽減のために必要なサービス：「レスパイト事業（介護者に休業してもらうための事業）」は19歳以上が54.5%と最も多くなっている。また「レスパイト事業（介護者に休業してもらうための事業）」、「宿泊での預かりの場」、「送迎などの移動支援」は年齢が上がるにつれて、多くなっている。

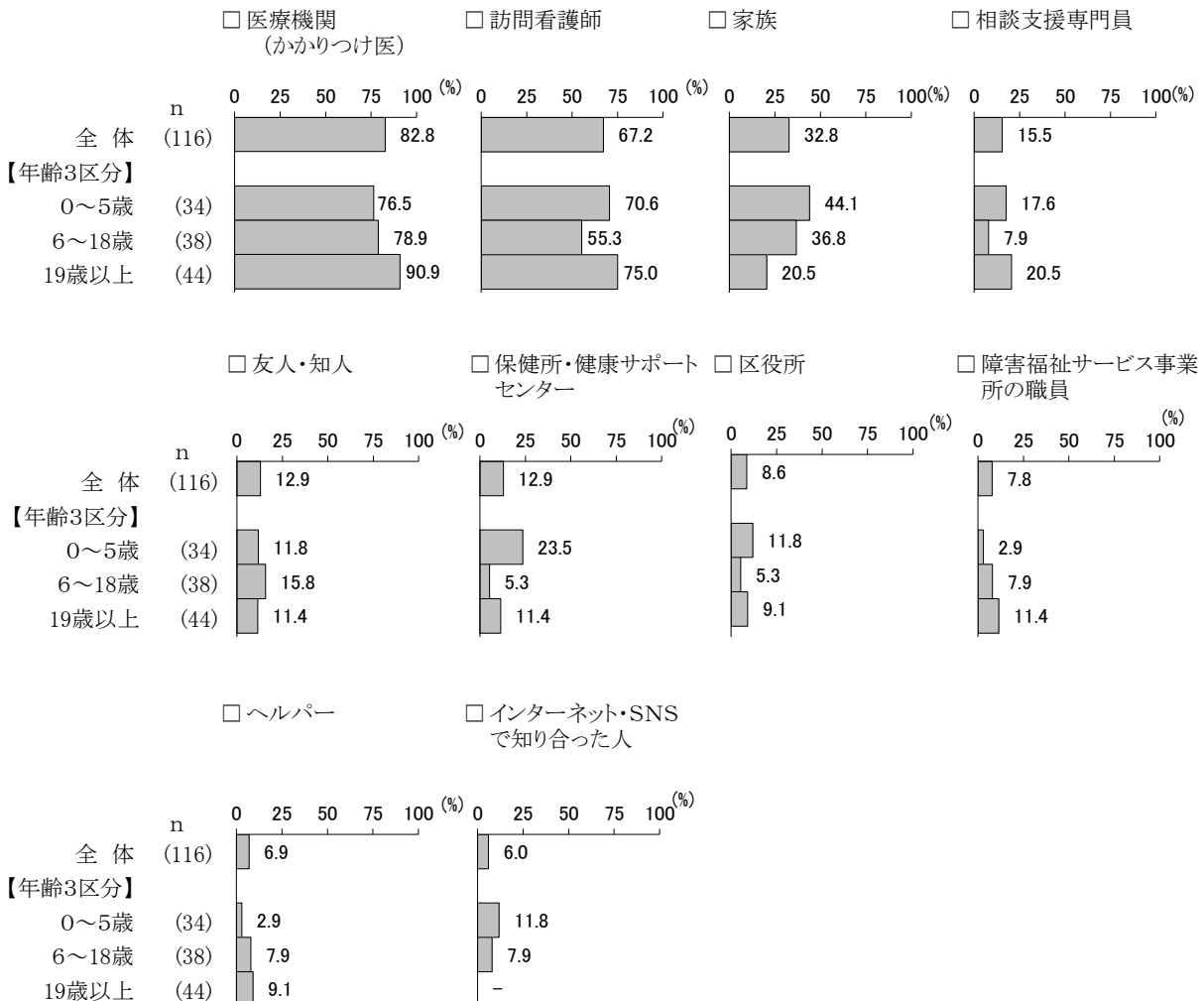
(複数回答－上位4項目＋「特にない」)



## 相談や情報入手について

◆相談相手（場所）：「医療機関（かかりつけ医）」は19歳以上が90.9%と最も多くなっている。「家族」は0～5歳（44.1%）、6～18歳（36.8%）、19歳以上（20.5%）と年齢が上がるにつれて少なくなっている。

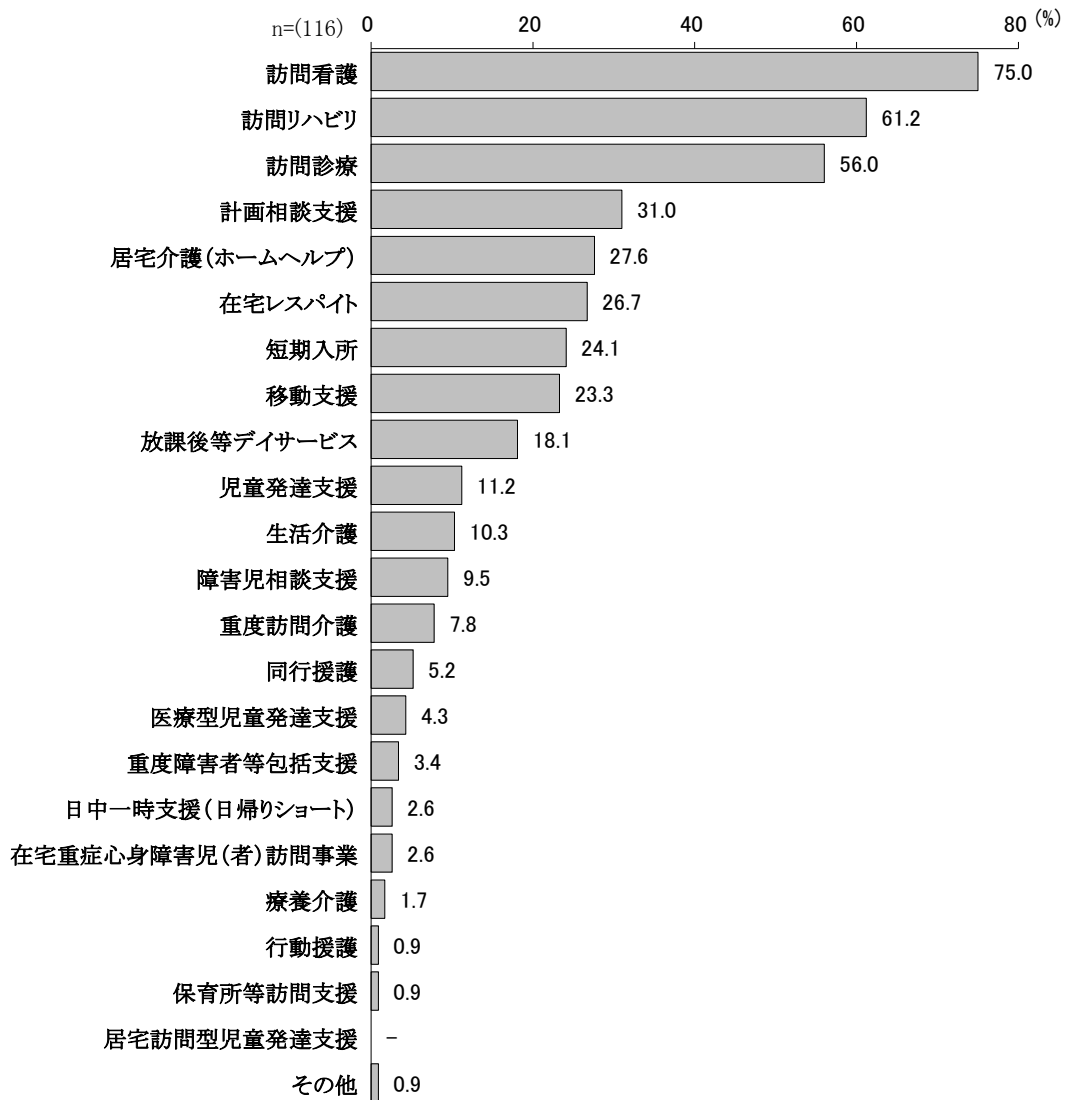
(複数回答－上位10項目)



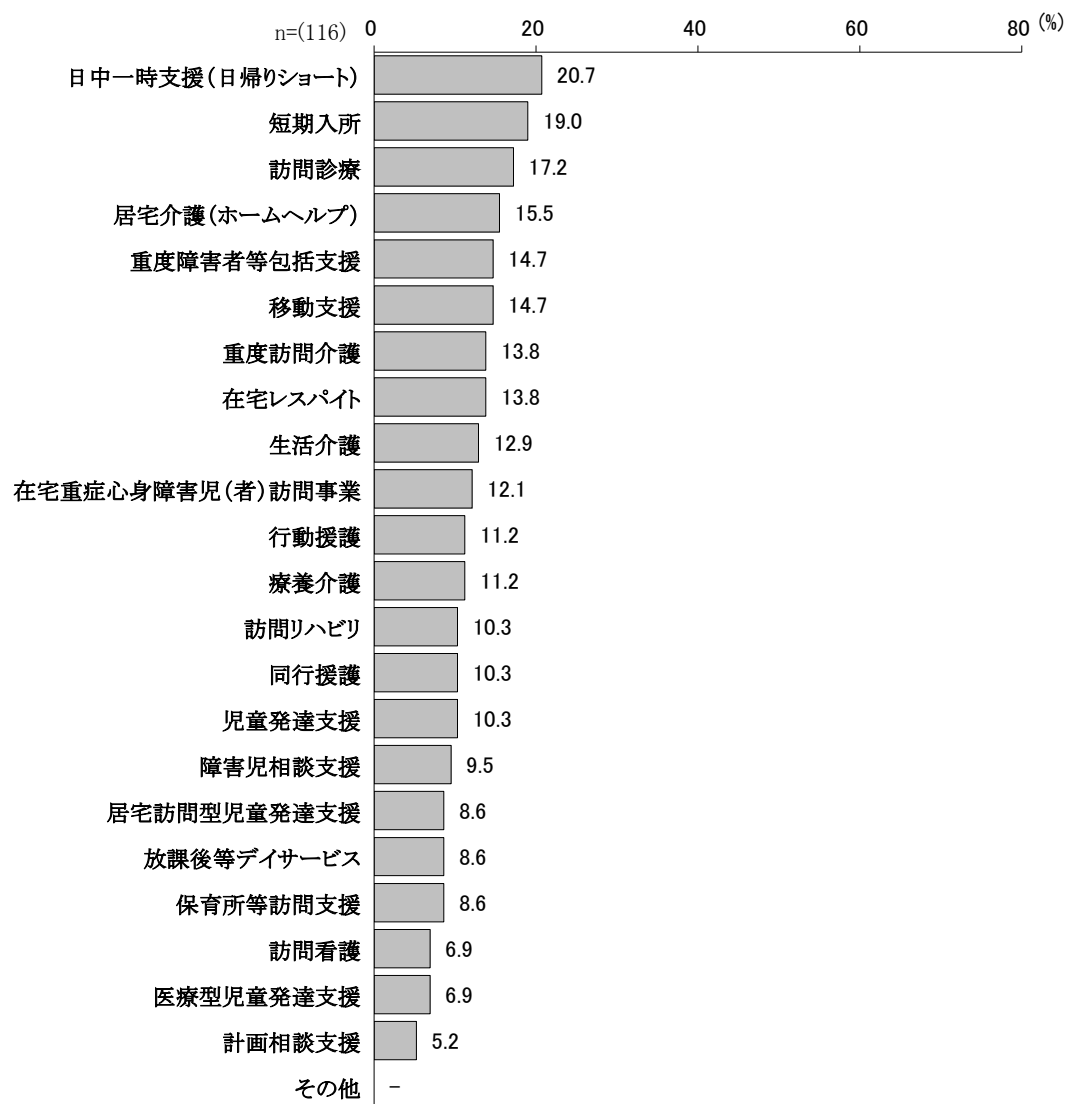
## サービスの利用等について

- ◆在宅医療サービス、障害福祉サービスの利用状況：「現在、利用しているもの」は訪問看護が75.0%と最も多く、次いで訪問リハビリ（61.2%）、訪問診療（56.0%）となっている。「今後、利用したいもの」は日中一時支援（日帰りショート）（20.7%）が2割と最も多く、次いで短期入所（19.0%）、訪問診療（17.2%）、居宅介護（15.5%）が1割台と多くなっている。

### 現在、利用しているもの



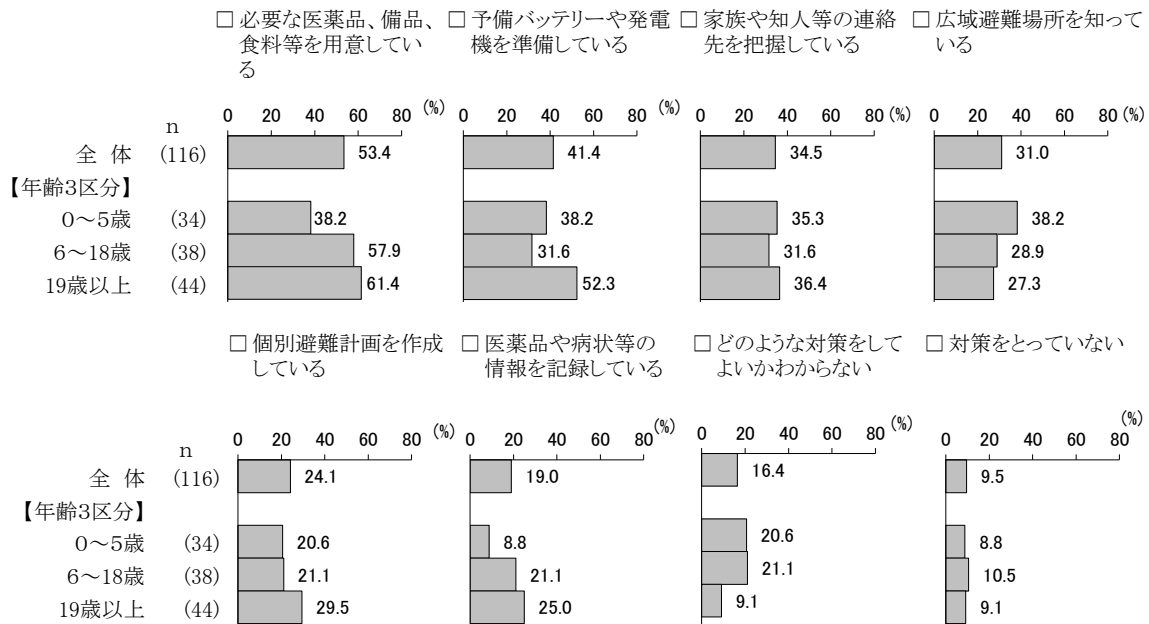
## 今後、利用したいもの



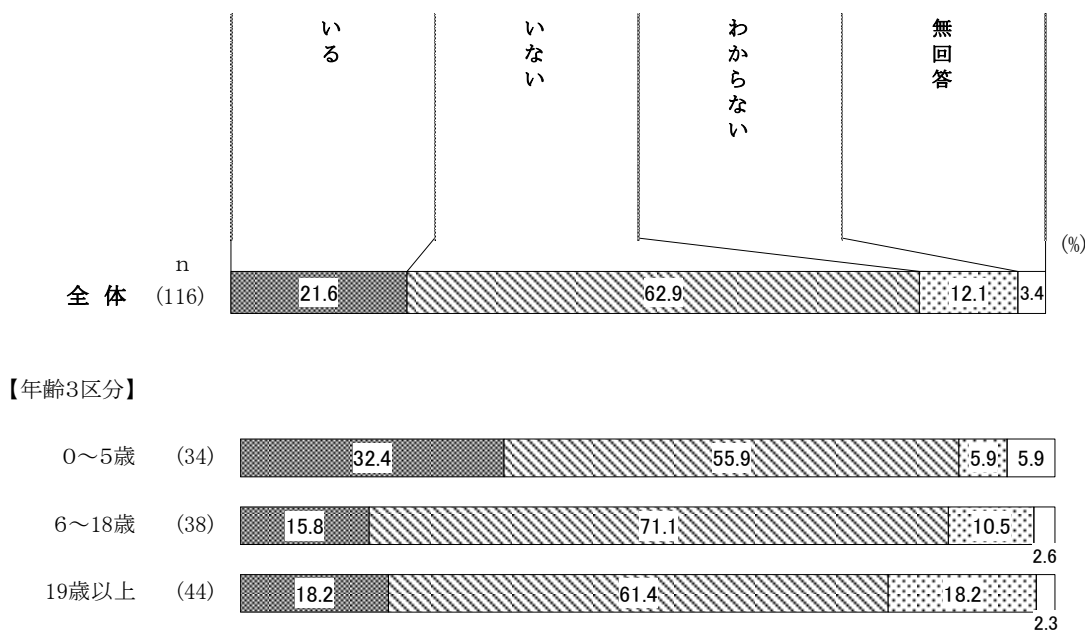
## 災害時の対応について

◆災害に備えた特別な対策：「災害時の非常持出用品、備蓄品の中に、障害の状況に応じて必要な医薬品、備品、食料等を用意している」は19歳以上が61.4%と多く、6～18歳では57.9%となっている。「災害時や緊急時に支援してくれるよう、家族や知人等に対してお願いしている」は0～5歳（5.9%）、6～18歳（13.2%）、19歳以上（20.5%）と年齢が上がるにつれて多くなっている。

（複数回答－上位6項目＋「どのような対策をしてよいかわからない」「対策をとっていない」）



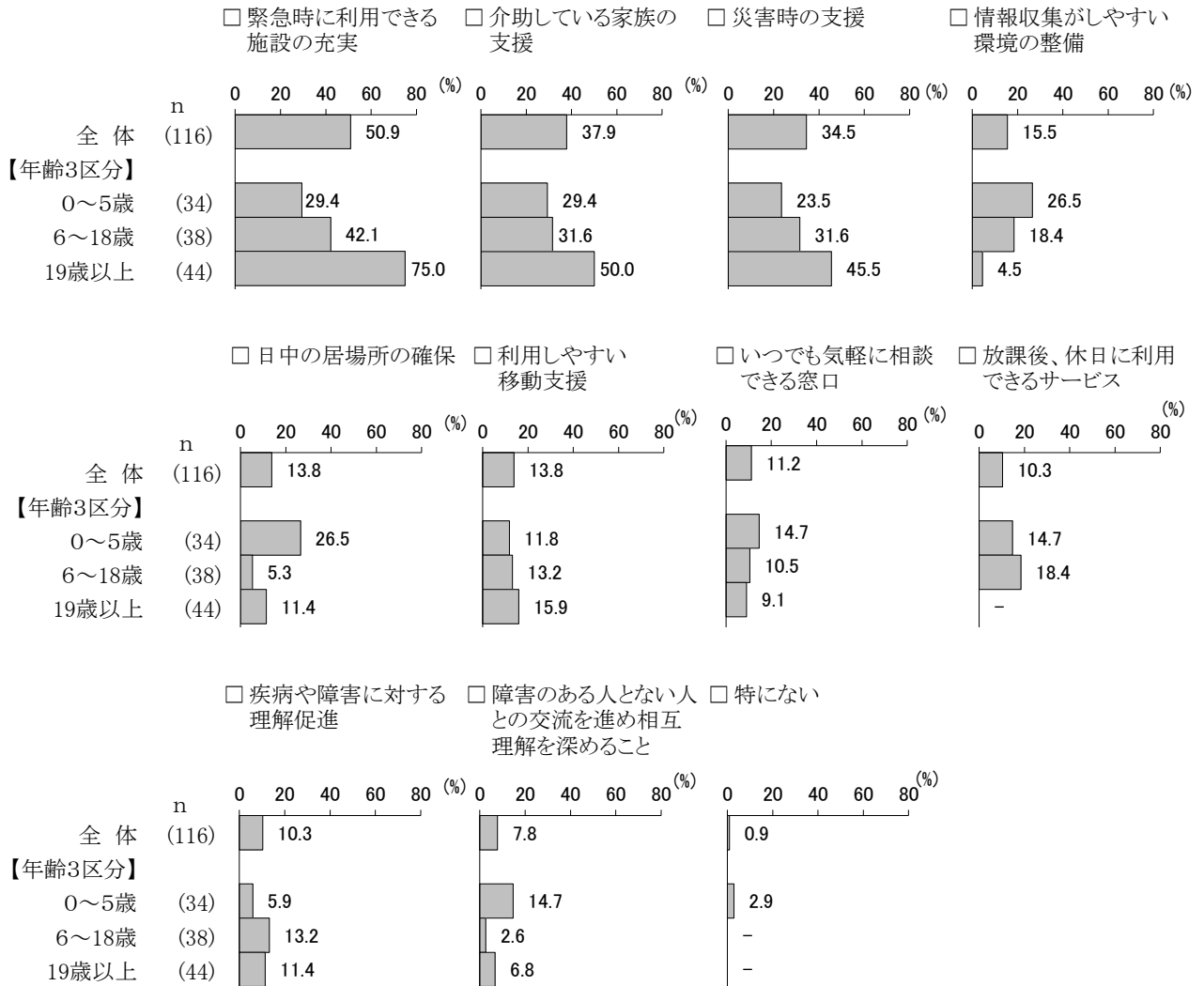
◆近所に助けてくれる人の有無：「いない」人は6～18歳が71.1%と最も多くなっている。次いで19歳以上が61.4%となっている。一方「いる」人は0～5歳が32.4%と最も多くなっている。



## 今後のことについて

◆充実すべき障害者福祉施策：「緊急時に利用できる施設の充実」、「介助している家族の支援」、「地震や台風など災害時の支援」は年齢が上がるにつれて多くなっている。一方「情報収集がしやすい環境の整備」は年齢が上がるにつれて少なくなっている。

(複数回答 - 上位10項目 + 「特にない」)



第7期江戸川区障害福祉計画・  
第3期江戸川区障害児福祉計画  
策定のための基礎調査  
(江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査)  
結果報告書 概要版

【編集・発行】

令和5年3月

江戸川区役所 福祉部 障害者福祉課  
〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号  
電話 03(5662)0044(直通)  
FAX 03(3656)5874

## I 第5次障害者基本計画とは

- 【位置付け】** 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）
- 【計画期間】** 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間
- 【検討経緯】** 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して**、政府で基本計画案を作成

## II 総論の主な内容

### 1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

### 2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

### 3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

### 4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

### 5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

## III 各論の主な内容(11の分野)

- |                             |                        |                     |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止     | 5. 行政等における配慮の充実        | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援   |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備            | 6. 保健・医療の推進            | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進  |
| 4. 防災、防犯等の推進                | 8. 教育の振興               |                     |

## IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

# 第5次障害者基本計画 概要

## V 各論の主な内容

### 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
  - ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
  - ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
  - ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

### 2. 安全・安心な生活環境の整備

- 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
  - ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
  - ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
  - ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
  - ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

### 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
  - ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
  - ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
  - ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

### 4. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
  - ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
  - ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
  - ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

### 5. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
  - ・ 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
  - ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
  - ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

### 6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
  - ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
  - ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
  - ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

### 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
  - ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
  - ・ 障害のあるこどもに対する支援の充実

### 8. 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
  - ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
  - ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
  - ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

### 9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
  - ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
  - ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
  - ・ 農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

### 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
  - ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
  - ・ 日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
  - ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

### 11. 国際社会での協力・連携の推進

- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
  - ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組
  - ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信



# 第5次障害者基本計画 主な成果目標

## < 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9%（一般市町村） （2021年4月）	80%以上（同左） （2027年度）

## < 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値（直近値）	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率 <sup>(注1)</sup>	94.5%（段差解消） （2020年度）	原則100%（同左） （2025年度）
ノンステップバスの導入率 <sup>(注2)</sup>	63.8% （2020年度）	約80% （2025年度）
福祉タクシーの導入台数	41,464台 （2020年度）	約90,000台 （2025年度）
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率 <sup>(注3)</sup>	50.8% （2021年度）	原則100% （2025年度）

(注1)鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上かつ2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上かつ施設の対面。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

(注2)公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

(注3)視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

## < 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値（直近値）	目標値
ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 （2022年度）	全都道府県 （2024年度）
電話リレーサービスの普及状況（利用登録者数）	1万1,275人 （2022年末）	前年度比増 （2027年度）

## < 保健・医療の推進 >

指標	現状値（直近値）	目標値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人 （2020年度）	13.8万人 （2026年度）
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93% （2021年度）	100% （2027年度）

## < 教育の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9%（指導計画） 84.8%（教育支援計画） （2018年度）	おおむね100% （2027年度）
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5%（門から建物まで） 57.3%（昇降口・玄関等から教室等まで） （2020年度）	全ての学校に整備 （2025年度）

## < 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の雇用率達成企業の割合	47% （2021年6月）	56% （2027年度）
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円 （2020年度）	前年度比増 （2027年度）

## < 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	31%（成人） 41.8%（若年層※7～19歳） （2021年度）	40%程度（成人） 50%程度（若年層） （2026年度）

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

#### 保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

### 3. 基本指針見直しの主な事項

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築



## 5. 活動指標

### ① 施設入所者の地域生活への移行等

#### (都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### (都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

#### (都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③ 地域生活支援の充実

#### (都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

#### (都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤ 発達障害者等に対する支援

#### (都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

#### (都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

#### (都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

### ⑦ 相談支援体制の充実・強化等

#### (市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

### ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

#### (都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- #### (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
  - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

# 令和5年度 障害者福祉施策の概要

江戸川区福祉部障害者福祉課

障害者福祉予算額 254億608万5千円（令和4年度 240億6,022万7千円）  
前年度比 13億4,585万8千円、5.3%増

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています。

今年度の障害者福祉に係る予算の内訳は、以下のとおりです。

1. 障害者手当等支給経費 《 27億2,765万円 》  
心身障害者福祉手当、特別障害者手当、難病患者福祉手当の支給など
2. 自立支援給付経費・地域生活支援事業経費 《 148億7,385万2千円 》  
介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業（手話通訳、移動支援、巡回入浴、福祉タクシー券の給付、民間福祉施設への助成、住まいの改造助成等）など
3. 社会福祉施設費 《 34億6,022万8千円 》  
障害者施設の運営・維持管理経費など
4. 障害児支援給付等経費 《 36億3,313万9千円 》  
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の経費
5. 審査会関係経費 《 1,637万円 》  
障害認定審査会の運営経費
6. 心身障害者福祉事務費等 《 6億9,484万6千円 》  
職員の給与費・旅費・消耗品費等

## 主な取り組み

- 1 特別養護老人ホーム等を活用した重度障害者(児)への入浴支援（新規）  
特別養護老人ホーム等の機械設備を活用した重度障害者(児)の入浴支援を実施する。
- 2 医療的ケア児養育者支援事業（新規）  
医療的ケア児等の在宅療養を支援するために都内大学病院へ入院病床を確保する。
- 3 葛西児童発達支援センターの開設（新規）  
令和6年4月から葛西育成室を児童発達支援センターに指定し、指定管理による運営を行う。
- 4 障害者支援アプリの導入（新規）  
障害者に対し、的確にわかりやすく情報を届けていくため、障害者支援アプリを導入し、障害者への情報アクセシビリティの向上を図りながら、障害分野のDX推進を図る。
- 5 認定審査会におけるペーパーレス化の推進（拡充）  
タブレットを導入し、認定審査会のペーパーレス・オンライン化を図る。
- 6 封書への音声コードの導入（拡充）  
区が発送する封書について、視覚障害のある方に区からの通知であることを認識していただくため、音声案内を行う。また、広く区民に「ともに生きるまち」の理念を周知するきっかけとする。

# 令和5年度 精神保健対策の概要

江戸川区健康部保健予防課

精神保健対策予算額 3億5千70万3千円(4年度 3億3千938万4千円)  
前年度比 1千131万9千円(3.3%増)

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています。

今年度の障害者福祉に係る予算の内訳は、以下のとおりです。

1. 精神保健相談費 《 4千124万8千円 》  
精神障害者福祉手帳・自立支援医療、講演会等の普及啓発事業 など
2. 社会復帰指導費 《 3億564万9千円 》  
社会復帰施設への運営費等補助事業、精神障害者の生活や社会復帰支援に係る委託料、心の交流スポーツ大会の実施、など
3. 社会復帰施設等維持補修費 《 380万円6千円 》  
障害者施設の維持管理経費 など

## 主な取り組み

1. 精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築  
精神障害の特性に配慮した支援体制を確立していくため、地域の精神科医療機関や障害者支援事業所、行政機関等の関係者による精神保健福祉協議会等を開催  
国が推進する「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け長期入院患者の退院促進、精神障害者が暮らしやすい地域社会の整備を推進
2. 普及啓発事業  
精神障害をより多くの方に知っていただくため、精神保健講演会、ボランティア講演会、事業者研修会、不動産業者及び利用者に向けた一人暮らし講演会を開催
3. 社会復帰施設の充実  
地域活動支援センターなどの強化を行い、社会資源の充実を図る
4. 障害者の活躍推進と社会復帰へ向けた取り組み  
ピアサポーター育成事業を通し、障害者が活躍できる環境を整え社会復帰の支援強化を図る